

第二次戦略的地震防災対策推進プラン 事業別進捗状況一覧

資料 5-2

完了・定着化 ■ 実施 ■ 検討 ■ 未着手 ■ (進捗度カラー表示)

推進事業	担当部局等	27年度実績	進捗状況						
			27	28	29	30	31		
1 地震等に強い京都のまちづくりを進める									
1-1 地域と連携したまちづくりを進める									
1-1-1 危険地域の指定等を進める									
1	○土砂災害警戒区域等の区域指定の完了を目指す	●建設交通部	H27度1,568箇所指定 累計指定数15,445箇所(最終見込みの91%)						
2	○津波災害による危険地域の指定等を進める ・津波浸水想定図を作成する ・津波被害想定を実施する ・津波災害警戒区域の指定を行う	●府民生活部	平成27年度に津波浸水想定を実施						
3	○府民の生命又は身体に危害を及ぼす災害の原因となるおそれがある森林を要適正管理森林として指定する	●農林水産部	第一次指定を実施						
1-1-2 ハザード情報の一元化を進める									
4	○災害危険(マルチハザード)情報の整備・公表を行う ・各種ハザード情報を重ね合わせて表示させる機能を付加する	●府民生活部、政策企画部	マルチハザード情報提供システムを構築						
1-1-3 地域でハザード情報の共有を進める									
5	○市町村単位で国、府、市町村等で組織する協議会組織を設置し、大規模な被害が想定される地域における防災対策を行う。 ・設置を求める市町村での協議会組織の設置 ・全市町村で災害危険(マルチハザード)情報を周知する ・作成を求める市町村での地域ごとの防災計画の作成	市町村、●府民生活部	マルチハザードシステムが構築されたことから、今後周知を行う						
6	○地域ごとに自主的に防災活動について協議する協議組織を設置するよう支援する	●市町村、地域	府ホームページにおいて周知を実施						
1-1-4 火災発生防止対策を進める									
7	○住宅用消火器等の普及・啓発を図る	●市町村	家庭への訪問、冊子等の配布、防災訓練時に周知を行う等により普及・啓発を実施						
8	○京都府地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、地震時も利用可能な消防水利の整備を進める ・耐震性貯水槽 計168基整備(H23～27年度)	●府民生活部、市町村、消防組合	地震防災緊急事業五箇年計画に基づき順次整備 H27年度 1530基(H23～27年度:168基)						
9	○災害発生時の火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災の発生を防止するための行動について啓発を図る	●府民生活部	府ホームページにおいて周知を実施						
1-2 重要建造物の耐震化を進める									
1-2-1 防災拠点施設の耐震化を進める									
10	○府及び市町村において耐震状況を公表する	●総務部、●市町村	平成21年度より毎年度実施、各部局に照会しとりまとめたものを京都府のホームページ上で公表している。 平成25年度より危機管理web上にリンクを貼り、アクセスしやすく改善している。						
11	○府の防災拠点施設(庁舎、警察署、避難所等)の耐震化を計画的に進める <平成31年度までに防災拠点全体で耐震化率90%を目指す>	●府民生活部、総務部、施設所管部局	平成26年度 耐震化率85.3% 総務調整:平成26年度において、38棟の改修等を行った。						
12	○市町村防災拠点施設の耐震化を計画的に進める <平成31年度までに防災拠点全体で耐震化率90%を目指す>	●府民生活部、市町村、消防組合	平成26年度 耐震化率89.2%						
13	○警察本部、警察署の耐震化を図る <平成31年度までに85%を目指す>	●警察	・平成26年度 67.4%(145/215) 平成27年度 70.5%(148/210) ・平成27年度中、宮津警察署の耐震強化改修を完了するとともに、南警察署については、建替整備により耐震化を実施した。 また、警察本部庁舎のうち、耐震性能が不足している本館及び別館については、建て替えにより耐震化することとし、平成28年度中の着工に向け、現在、実施設計を進めている。						
14	○府建築物耐震改修促進計画等により、防災拠点建築物を指定し、耐震化を進める	●建設交通部、府民生活部、施設所有者	京都府建築物耐震改修促進計画で、本推進プランに従って公共性の高い建築物の耐震化の目標を設定し、耐震化を推進。						
1-2-2 学校施設の耐震化を進める									
15	○公立小・中・高等学校等の耐震化の状況を公表する	●市町村、総務部、●教育庁	毎年4月1日現在の耐震改修状況を公表						
16	○公立小・中学校の耐震化を進める <平成28年4月までに耐震化率100%を目指す>	市町村、●教育庁	非木造の耐震化率 99.7% (平成28年4月1日現在)						
17	○私立学校(幼・小・中・高)の耐震化を進める <できるだけ早期に耐震化率100%を目指す> <平成30年度までに耐震診断率概ね100%を目指す> ・H21年度創設の「私立学校施設緊急耐震化支援事業」(府独自で1/6を国制度に上乗せ補助)により耐震化を推進	●文化スポーツ部、私学	・耐震化率 76.5%(平成27年4月1日現在) ・耐震診断率 73.5%(平成27年4月1日現在) ・私立学校施設緊急耐震化支援事業 H27実績 108,516千円 中高5校、10棟 幼稚園5園6棟						
18	○府立学校の耐震化を進める <平成28年度末までに耐震化率100%を目指す>	●教育庁	非木造の耐震化率 97.3%(640/658棟) (平成28年4月1日現在)						
19	○大学の耐震化を進める ・府立の大学の耐震改修の推進 ・各大学等において耐震改修の推進 ・各大学法人等に対して耐震改修推進の重要性を周知・啓発	●各大学等、府公立大学法人、府民生活部	・文科省の取組を調査し、必要に応じ耐震促進の要請						
20	○公立幼稚園の耐震化を進める <平成28年4月までに耐震化率100%を目指す>	●教育庁、市町村	非木造の耐震化率 89.5% (平成28年4月1日現在)						

推進事業	担当部局等	27年度実績	進捗状況					
			27	28	29	30	31	
21	○公立学校のつり天井対策を進めるとともに、その他の非構造部材においても耐震化を促進する <平成28年4月までに公立幼稚園、小・中・高等学校のつり天井対策の完了を目指す>	●教育庁、市町村	【公立小中学校】 吊り天井対策が必要な棟数 9棟(H28:6棟、H29:3棟の予定) 【府立学校】 吊り天井対策が必要な棟数 0棟	■				
1-2-3 医療・福祉施設の耐震化を進める								
22	○府内の全ての災害拠点病院(8病院)の耐震化を完了する ・京都府医療施設耐震化特例基金を活用し、災害拠点病院のうち未耐震の2病院の耐震化完了(H22~H27年度)	●健康福祉部、日赤等医療機関	・第二岡本総合病院の新築移転工事を完了(H28.5移転) ・京大病院の耐震化H31完了予定	■				
23	○府内医療機関についての耐震診断、耐震改修を進める ・国の助成制度、税制優遇措置を周知し、各医療機関の耐震化を促進 ・京都府医療施設耐震化特例基金を活用し、医療機関の耐震化整備を促進(H22~H27年度)	●健康福祉部、施設管理者(市町村、独立行政法人、医療法人等)	・耐震診断補助 3施設 ・京都府内の耐震化率 56.6%(全国平均 67.0%) ・京都府医療施設耐震化特例基金はH28以降も実施(H28 1病院予定)	■				
24	○社会福祉施設の耐震診断、耐震改修を進める <社会福祉施設の耐震化率94.5%を目指す> ・公立及び私立の社会福祉施設の耐震化を促進 ・民間保育所の耐震化促進 ・研修、法人指導監督等の様々な機会を捉え、施設の耐震化等の推進を指導	●健康福祉部、●府民生活部、施設管理者(市町村、各法人等)	・府・市町村立の社会福祉施設の耐震化率 ⑥76.5% ⑦調査中 ・高齢者あんしんサポートハウス整備事業により未耐震化施設1施設の改修を実施(あんしんサポートハウス亀岡友愛園) ・平成26年度(補正)繰越社会福祉施設等施設整備費国庫補助金(城陽市2件) ・平成26年度繰越社会福祉施設等防災対策事業費補助金(京丹後市1件) ・6月23日に民間社会福祉施設長研修会を開催(出席者222人に対し、施設の耐震化等の指導を実施)	■				
25	○社会福祉施設のスプリンクラーを整備する <平成29年度までに整備対象となった施設について整備を完了させる> ・平成26年度消防法施行令改正に伴い、新たにスプリンクラー整備対象となった施設の整備を進めるとともに、義務化対象外の施設についても整備を促進する。	●健康福祉部、施設管理者等	・介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金により、1施設にスプリンクラー整備 ※H28年度以降、設置必要施設 9施設 ・平成26年度(補正)繰越社会福祉施設等施設整備費国庫補助金(宇治市2件 城陽市1件 京丹後市1件) ・平成26年度繰越社会福祉施設等防災対策事業費補助金(京丹後市 1件)	■				
1-2-4 多数の人が集まる建物の耐震化を進める								
26	○京都府及び市町村において、次期建築物耐震改修促進計画を策定する	●建設交通部、市町村	平成28年3月に京都府建築物耐震改修促進計画を策定 全市町村で建築物耐震改修促進計画策定済み。改訂時期を迎えている市町村は適宜改訂。	■				
27	○民間の多数の者が利用する既存不適格建築物等の耐震化を進める ・大規模建築物の耐震診断結果の報告を求める ・大規模建築物の耐震化を進める ・防災週間などを通じ、建築物の耐震化の啓発の実施 ・建築物の所有者に対し、必要があると認めるときは、指導助言を行うとともに、施設の耐震化を進める ・税制優遇措置等を含む耐震化の啓発の実施	●建設交通部、府民生活部、市町村、施設所有者	・法定対象となる大規模建築物の耐震診断結果の報告を受審(精査中) ・耐震改修等の助成<耐震診断17棟、耐震設計6棟、耐震改修4棟> ・平成27年度に制度創設した旅館等の耐震化施策に関して、関係業界団体に制度説明を実施	■				
28	○府立の大規模集客施設について耐震改修を進める (今後耐震改修予定の府の大規模集客施設) 京都文化博物館別館、丹後文化会館	●文化スポーツ部	・京都文化博物館別館耐震工事を実施(H28へ繰越) ・丹後文化会館は今年度調査 ・丹後文化会館、文化芸術会館のつり天井対策調査を実施	■				
29	○市町村立の大規模集客施設(文化会館、公民館等)の耐震改修を進める <耐震化率90%を目指す>	●府民生活部、市町村	・公共施設(文化会館・公民館) 耐震化率:71.5%(26年度末) ・公共施設(体育館) 耐震化率:81.9%(26年度末)	■				
30	○大規模空間を持つ建築物の天井の崩落防止対策等の耐震化を進める	●建設交通部、施設所有者	府有施設について、天井の調査2棟、耐震設計3棟	■				
31	○安全装置の設置義務付け等エレベーターの安全に係る技術基準について業界団体等への指導・啓発する	●建設交通部	建築物防災週間において普及啓発を行うとともに、労働基準局と連携し、安全対策が必要なエレベーターについて指導を実施	■				
1-2-5 二次災害を発生させる建物の耐震化を進める								
32	○危険物等を取扱う施設の安全指導、立ち入り検査等を行い施設の安全対策を進める ・府高圧ガス容器保安対策指針活用マニュアルに施設の耐震化等を明記 ・業界等を通じ研修会等の実施	●府民生活部	・国から通知等を各消防本部に周知徹底。事故等発生時には、京都府独自に立入強化等の対策を通知 ・マニュアル内容の周知を図るため、講習会(京都府高圧ガス溶材組合と共催)を開催。(南北2会場計2回、102名参加) ・危険物取扱者安全講習会を実施((一財)京都府危険物安全協会連合会に委託)。(計3回 2,300名受講)	■				
33	○耐震改修促進法に基づき、特定建築物所有者に対し、指導監督を行い、施設の耐震化を進める	●建設交通部、市町村	大規模建築物等の特定建築物所有者に対して耐震化の指導を行い、耐震診断等の耐震化を促進	■				
34	○電力供給施設の対象建物の耐震性能を独自基準(建築基準法以上)に照らし再確認を実施し、順次耐震改修を進める	●関西電力	電力供給施設の対象建物の耐震性能を独自基準(建築基準法以上)に照らし再確認を実施すると共に、独自基準に満たない建物については耐震補強を実施。	■				
35	○ガス供給施設の耐震性能(100%)の維持、ガス充填施設の耐震性能(100%)の維持	●大阪ガス、●府LPガス協会	耐震性能100%維持継続	■				
1-2-6 中小規模の建物の耐震化を進める								
36	○中小規模の建物の耐震化を進める ・経済団体等を通じた耐震化の重要性の啓発 ・中小企業融資制度、事業用建物の耐震改修促進税制等の支援制度の周知 ※融資制度:設備資金等への融資 ※優遇税制:耐震改修工事費について所得税及び法人税の特別償却	●建設交通部、建物所有者、府民生活部、市町村	京都商工会議所や京都府建設業協会の事業説明会において、事業化の推進を要請	■				

	推進事業	担当部局等	27年度実績	進捗状況					
				27	28	29	30	31	
37	○中規模ホテル・旅館の耐震化を進める	●商工労働観光部、府民生活部、市町村	対象施設が存する関係市町村に補助制度の創設、業界団体に制度の説明を実施するとともに、耐震化を支援<耐震設計1棟>(H28又はH29耐震改修予定)	■					
1-2-7 安心・安全に係る社会資本を適正に維持・更新する									
38	○公共施設等総合管理計画を策定する ・計画の策定にあたっては、耐震性の維持・向上に配慮	●総務部、教育庁	平成28年度策定に向け、アセットマネジメント推進チームにおいて協議・検討	■					
1-3 地震・津波に強い基盤整備を進める									
1-3-1 道路、河川等の整備・耐震化を進める									
39	○府管理の緊急輸送道路の改良整備を進める ・新たに開通した高速道路等を踏まえた緊急輸送ネットワーク計画の更新を図る	●建設交通部	・緊急輸送道路ネットワーク計画見直しについて、関係者調整を実施し見直し案を作成中(28年度中の計画策定が目標) ・京都府地震防災緊急事業五箇年計画の目標である改良率88%達成済(H22年度) 平成27年度末 改良率89%	■					
40	○府管理の緊急輸送道路の道路橋の耐震改修を進める <平成27年度までに全道路橋の耐震改修を完了させる>	●建設交通部	229橋/230橋完了(対策率99.6%) 残1橋は架替中	■					
41	○国管理の緊急輸送道路の道路橋の耐震性能を維持する	●近畿地方整備局	次段階の補強改修に向けた耐震補強改修を継続して実施しているところ。	■					
42	○府管理の緊急輸送道路における法面防災対策を進める <五箇年で法面総点検対策箇所19箇所の工事完了を目指す> ・第二次緊急輸送道路の法面防災対策を進める(第一次緊急輸送道路は完了済み)	●建設交通部	・法面総点検対策箇所について、4箇所完了(平成27年度) ・平成27年度までに合計102/152ヶ所完了。工事箇所は年3~4回	■					
43	○京都縦貫自動車道を全線整備する	●建設交通部	丹波綾部道路 L=18.9kmが平成27年7月18日に供用され、京都縦貫自動車道が全線供用	■					
44	○府建築物耐震改修促進計画等により、緊急輸送道路等を指定し沿道建築物の耐震化を進める	●建設交通部、市町村	・必要な対象道路の選定を完了 ・地元市町村と事業化に向けた協議を継続	■					
45	○孤立集落の発生を防止するための防災対策を進める <五箇年で異常気象時通行規制区間内法面総点検対策箇所4箇所の工事完了を目指す>	●建設交通部	平成27年度に2箇所完了	■					
46	○市町村管理の道路の改良整備を進める	●市町村	・改良整備推進 ・市町村道の現況:道路総延長9649.6km「道路統計年報2013」(改良済5025.4km改良率53.7)	■					
47	○耐震対策の必要な施設(国管理)の調査を実施する	●近畿地方整備局	次段階の補強改修に向けた調査(河川、道路)を継続して実施しているところ。	■					
48	○低地地域の河川施設の耐震化を進める ・水路橋等4施設(天神川 JR交差部、天津神川 府道交差部・防賀川交差部、馬坂川 府道交差部)の耐震補強を実施 ・城陽排水機場の耐震詳細設計を実施	●建設交通部	・天神川 JR交差部の概略設計完了 ・天津神川 府道交差部の詳細設計完了 ・天津神川・防賀川交差部の一部工事着手 ・馬坂川 府道交差部の設計は未着手 ・城陽排水機場は未実施	■					
49	○市町村管理の河川施設の改良整備を進める	●市町村	改良整備促進	■					
50	○港湾施設の整備を進める ・耐震強化岸壁及び緊急輸送道路の、維持管理計画に基づいた計画的な長寿命化対策の実施 ・多目的国際ターミナルの整備(京都舞鶴港国際ふ頭) ・国際フェリーターミナルの整備(京都舞鶴港前島ふ頭)	●建設交通部	・緊急輸送道路である臨港道路橋梁架替え実施中 ・多目的国際ターミナルについて整備中 ・国際フェリーターミナルについて新規施策として国が検討中	■					
51	○被災地支援を考慮した港湾施設整備及び計画策定を進める	●近畿地方整備局 舞鶴港湾事務所	・京都舞鶴港港湾BCPを28年度に策定に向け、協議会・幹事会を開催	■					
52	○漁港施設の耐震化を進める	●農林水産部	27年度 舞鶴漁港における平成28年度の耐震・耐津波機能診断を国に要望	■					
53	○鉄道施設の耐震化を進める ・在来線地震計の増設(地震計設置箇所4箇所) ・トンネル片側柱構造、二線鉄道橋の橋脚箇所等の特殊箇所耐震補強(耐震補強整備箇所3箇所) ・落橋防止対策(落橋防止設置箇所4箇所) ・駅舎耐震補強(旧耐震設計駅舎1駅(山科駅完了)) ・吊り手の整備(吊り手増設34両→52両) ・単柱橋脚の耐震診断(橋梁の単柱橋脚の耐震診断)	●JR西日本京都支社、JR西日本近畿統括本部	完了	■					
54	○鉄道駅の耐震化を進める ・駅舎や高架橋の耐震化状況を調査する	●建設交通部、鉄道事業者、阪急電鉄、京阪電気鉄道	補助事業を通じ、交通事業者による高架橋等の耐震化事業の状況を把握	■					
1-3-2 地震に強い急傾斜地、ため池等の整備を進める									
55	○急傾斜地に係る土砂災害危険箇所(3,765箇所)の内、要対策箇所(1,339箇所)の対策工事を進める <平成31年度までに18箇所の工事完了を目指す>	●建設交通部	平成27年度 2箇所完了	■					
56	○ため池の防災対策を進める ・平成25年度実施の一斉点検の結果に基づき、ため池の整備を進める	●農林水産部、市町村	・ため池整備実施 H27年度 : 7地区 ※H28~H32整備対象数 68ヶ所(防災重点ため池36ヶ所、老朽化ため池32ヶ所)	■					
57	○山腹崩壊地・荒廃溪流の整備及び荒廃移行溪流・荒廃森林の整備を進める ・山地災害危険地区(5,076地区)について、必要に応じて現地調査を行い、緊急性の高い箇所から整備を行う	●農林水産部	・58箇所の山地災害危険地区において、治山事業を実施 ・H27年度末整備済み 1,726地区	■					
58	○丹後縦貫林道の拡幅及び安全施設等の整備を完了させる	●農林水産部	・改良10箇所 393m(目標465m) ・拡幅 1,576m	■					

推進事業	担当部局等	27年度実績	進捗状況					
			27	28	29	30	31	
1-3-3 地震に強いライフライン施設の整備を進める								
59	○府営水道施設の耐震化を進める <平成28年度までに乙訓浄水場の基幹構造物の耐震化対策を完了させる> ・宇治系送水管路の耐震化対策の実施	●環境部	・宇治・木津浄水場の基幹構造物(沈殿池・ろ過池等)の耐震化は既に完了しており、現在乙訓浄水場の耐震補強工事を実施中。 ・水管橋は耐震化完了。 ・送水管路は、老朽化対策とも整合を図りながら耐震化に取り組むこととしており、特に、設置年度が古く耐震性の低い宇治系送水管路を最優先で実施することとし、工事継続中。	■				
60	○各市町村が管理する上水道施設の耐震化等を進める ・浄水施設、基幹管路等の耐震化の推進	●環境部、市町村	・市町村上水道施設(浄水場・配水池)の耐震化計画策定率 H27年度末(見込) 68%	■				
61	○各市町村が管理する下水道施設の耐震化等を進める <平成28年度までに地震対策上重要な下水管渠における地震対策実施率70%を目指す> ・終末処理場、重要な幹線等の耐震化の推進	●環境部、市町村	京都市、亀岡市、八幡市、京丹後市、大山崎町で下水道施設の耐震化を実施	■				
62	○流域下水道施設についての耐震化を進める <平成28年度までに地震対策上重要な下水管渠における地震対策実施率70%を目指す> ・5つの流域下水道における終末処理場の処理施設及び幹線管渠(緊急輸送路・鉄道横断部)の耐震化	●環境部	・洛西浄化センター耐震化(管理棟) ・南丹浄化センター耐震化(放流施設) ・宮津湾浄化センター耐震化(須津・堂谷・四辻中継ポンプ場) ・幹線管渠耐震化	■				
63	○工業用水道施設の耐震化を進める ・長田野工業団地向け送水管路の耐震化の実施	●環境部	・浄水場の基幹構造物(沈殿池、調整池)及び配水池の耐震化完了済。 ・設置年度が古い長田野向け送水管路のうち、地震時に液状化に伴う被害発生が懸念される区間(1.1km)を最優先で実施することとし、工事継続中。	■				
64	○循環型社会形成推進交付金等を活用し、市町村等の廃棄物処理施設の耐震化を進める	●環境部、市町村等	・市町村等廃棄物関係担当課長会議等において施設の耐震化を進めるように助言	■				
65	○電力施設の耐震性を維持する ・供給設備の耐震性の確保(継続) ・電力保安用通信ルートの2ルート化(継続)	●関西電力	・JEAG 5003-1998変電所等における電気施設の耐震設計指針等に基づき変電施設の工事を随時実施 ・ネットワークの供給設備(支持物)については耐震性を確保する設計基準に基づいた設備構築の継続実施 ・電力保安用通信ルートの2ルート化は、災害発生時の通信途絶の防止や電力安定供給に必要不可欠であり、過去から取組み実施している。	■				
66	○都市ガス施設の耐震化等を進める ・都市ガス設備の耐震化の実施 ・家庭用マイコンメーターの普及促進(100%設置→継続) ・地震計の設置による情報収集機能の強化・維持(設置完了済) ・供給エリアのブロック化及びガバナ遮断装置の設置による非常時供給停止システムの構築・維持(構築完了済)	●大阪ガス	・PE管の普及促進(新設管はすべてPE管) ・家庭用マイコンメーターの100%設置継続 ・地震計定期点検(1回/2年)の実施・機能維持 ・新設ガバナへの感震遮断装置の設置・機能維持	■				
67	○LPG供給施設の耐震化等(液状化対策含む)を進める ・家庭用、業務用の耐震機能付マイコンメーターの普及促進	●府LPガス協会	100%設置→継続	■				
68	○通信施設の地震防災対策を進める ・無電柱化計画に則った電線類地中化の実施 <60km→95km(H26年度)(※京都市内の地中化を計上)> ・京都府内の所管施設(38施設)の耐震化(耐震化率50%→100%継続実施) ※施設の耐震化補強は特定建築物のみ ・中継交換機の更改(従来より実施→継続)	●NTT西日本	・無電柱化計画に則った電線類地中化実施 H27年度末までの完了⇒64km (現在工事中⇒31km) ・京都府内耐震化補強継続実施中(H28.6末完了予定) ・中継交換機更改完了(H27.12.3)	■				
69	○通信施設(携帯電話等)の地震防災対策を進める ・通信施設及び基地局施設の耐震化(従来より実施→継続)	●NTTドコモ関西	通信施設及び基地局の耐震化	■				
70	○通信局舎や電気通信設備の耐震性の強化 ・通信局舎設備/無線基地局の耐震設計の実施	●KDDI	通信局舎設備/無線基地局の耐震設計の実施	■				
1-3-4 地震に強いその他のまちづくりを進める								
71	○密集市街地対策を進める <平成32年度までに密集市街地の解消を目指す> ・密集市街地内の建物の耐震化や不燃化、開放空間の設置等を実施	●建設交通部、市町村	「地震時等に著しく危険な密集市街地」の指定を受けた13地区中2地区で事業実施中 【事業実施中の地区】 京都市六原学区及び仁和学区	■				
72	○京都府地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、災害に強いまちづくり事業を進める ・避難路4.06km(H23~H27)	●市町村	避難路1.2km、共同溝2.52km整備(H26)	■				
73	○都市計画マスタープランに基づき、無秩序な市街化を防止するため土地利用計画を策定する ・都市計画区域を有する全22市町で都市計画マスタープランを策定する	●建設交通部、市町村	・H26年度までに20市町で策定済み。 ・H27年度は京丹後市で策定のためのパブリックコメントを3月8日~25日まで実施。	■				
74	○ブロック塀や自動販売機等の転倒防止対策を進める ・定期的な点検等の転倒防止の重要性を啓発する ・ブロック塀等の生け垣化に対する啓発・助成制度の実施 ・施設所有者における自動販売機の転倒防止対策の推進	●建設交通部、●市町村、府民生活部、施設所有者	建築物耐震改修促進計画において、市町村のブロック塀の安全対策を啓発するとともに、ブロック塀の危険性について周知するよう規定	■				
75	○落下対象物(外壁のタイル、窓ガラス、広告塔等)の地震に対する安全性を啓発する ・屋外広告物条例等により倒壊又は落下のおそれのある広告物の規制対策を進める ・点検等の重要性を啓発する	●府民生活部、建設交通部、市町村、施設所有者	府ホームページにて屋外広告物について掲載し啓発を実施	■				
76	○全市町村で災害の種類別に指定緊急避難場所の整備・指定をする	市町村、●府民生活部	11市町村で指定緊急避難場所が未指定	■				
77	○全市町村で指定緊急避難場所の周知を図る 例)ホームページによる情報提供 ・防災マップの配付等	市町村、●府民生活部	指定避難所・指定緊急避難場所について、ホームページ掲載の他、一部市町村で防災マップに掲載。京都府としてマルチハザードシステムに掲載。	■				

	推進事業	担当部局等	27年度実績	進捗状況				
				27	28	29	30	31
78	○広域避難場所として都市公園等の公共空地や避難路の整備を進める ・土地区画整理事業、まちづくり交付金事業、都市公園防災事業等の活用 ・避難場所等の標識の設置	府民生活部、●建設交通部、市町村	都市再生整備計画事業による公園整備(7600m2)	■				
79	○全市町村で指定避難所を整備、指定する	市町村、●府民生活部	7市町村で指定避難所が未指定	■				
80	○防災機能をもった都市公園を整備する ・体育館等の非構造部材耐震化について調査・検討を行う	●建設交通部、市町村	伏見港公園、山城総合運動公園 体育館で、吊り天井対策の調査・検討を実施	■				
81	○全沿岸市町が津波ハザードマップに基づき津波避難路・避難場所の点検・整備を進める	市町村、●府民生活部	全沿岸市町で避難路・避難場所の点検・整備を実施 津波ハザードマップの作成は今後の予定	■				
1-3-5 津波に強い施設整備を進める								
82	○津波に強い施設整備を進める ・海岸施設の点検を実施する ・津波浸水想定に基づき、避難施設、避難路等を整備する	●建設交通部、●農林水産部、●市町村	・28年度に京都府津波浸水想定検討委員会で検討されるL1津波の結果を踏まえ、施設整備の可能性を検討 ・中浜漁港(府管理)における海岸施設の機能診断を実施	■				
1-3-6 安心・安全に係る社会資本を適正に維持・更新する								
83	○公共施設等総合管理計画を策定する ・計画の策定にあたっては、耐震性の維持・向上に配慮	●総務部、教育庁	平成28年度策定に向け、アセットマネジメント推進チームにおいて協議・検討	■				
2 地震等に強い京都の人づくりを進める								
2-1 家庭で取り組む(自助)								
2-1-1 個人・家庭の防災意識を高める								
84	○平時から災害や災害時の行動に関して学び、自助意識を高める 例) ・災害に関する情報や資料を入手する ・災害が発生したときの行動をイメージする ・緊急地震速報について知る	●府民生活部、府民、家庭	・府民だより9月号特集で地震への備えについて啓発を実施 ・防災訓練等で展示実施 ・市町村 9月「防災週間」、1月「防災とボランティア週間」等で啓発を実施	■				
85	○地震防災に関する府民意識・行動実態調査を実施する	●府民生活部	平成28年度に実施することを検討する	■				
2-1-2 減災に向けて個人(家庭)で行動する								
86	○家庭における防災対策を進める 例)・家庭での防災会議の実施(避難場所、避難経路、連絡方法など) ・家庭で3日分(できれば1週間分)の備蓄(飲料・食料、薬など)の推進 ・緊急持出物品の準備 ・消防団・自主防災活動や地域の防災訓練への参加 ・地域の様々な催しへの参加	●府民生活部、府民、家庭	・府民だより9月号特集で啓発を実施 ・市町村 9月「防災週間」、1月「防災とボランティア週間」等で啓発を実施 ・家庭での備蓄について、「災害からの安全な京都づくり条例(仮称)」で規定を検討	■				
87	○災害被害を軽減する府民運動(家庭で取り組む減災運動)を展開する 例)・災害発生後3日間を生き抜くための備蓄推進運動 ・家具の転倒防止推進運動	●府民生活部、府民、家庭	・府民だより9月号特集で啓発を実施 ・市町村 9月「防災週間」、1月「防災とボランティア週間」等で啓発を実施	■				
2-2 地域で取り組む(互助・共助)								
2-2-1 地域の「つながり」を高める								
88	○様々な地域活動を通じて、住民同志の顔の見える関係をつくる	●府民生活部、地域	地域力再生プロジェクト支援事業交付金、「命の里」特別支援事業により、地域力の強化を支援	■				
89	○地域活動や行事と防災訓練を合同実施する	●府民生活部、地域	すべての市町村において、自主防災組織等の地域の団体が参加する防災訓練を継続的に実施。	■				
90	○防災資機材の整備を進める	●府民生活部、地域	コミュニティ助成事業等を活用し、市町村と連携して地域防災への支援を継続実施：平成27年度実績 6団体の事業を助成 8,600千円	■				
91	○自主防災組織の活性化を支援する <自主防災組織率100%を目指す(H30)> 例)・パンフレット等の作成・活用等 ・自主防災組織の広報・啓発の実施 ・研修、講演会、自主防災組織等連絡会議の開催 ・防災訓練の実施 ・防災資機材の整備の支援 ・優良団体の表彰及び優良事例の府HPによる紹介 ・優良な取組事例集の作成 ・家具転倒防止対策の支援策の検討【再掲】	●府民生活部、市町村	・自主防災組織率89.6%(平成26年度) ・パンフレット配布(「地震に自信を」など) ・自主防災リーダーを対象とした研修の実施 ・山城地域5回(4/19,8/1,10/10,11/8,H28 1/24:220名)、南丹地域1回(9/5:20名)、中丹地域6回(6/2,7/12,7/19,8/1,8/11,9/6:470名)、丹後地域5回(7/24,7/30,8/6,10/11,H28 1/25:280名) ・自主防災組織ハンドブックの作成	■				
92	○全市町村で地域特性に応じた自主防災組織活動マニュアルを作成する	市町村、●府民生活部	市町村や自主防災組織、学識経験者等を自主防災組織ハンドブックを形成し、全市町村に配布	■				
93	○地域防災対策を強化する ・複数集落が連携した組織が、地域防災体制の確立のために有効な事業等を自ら考え、実践するための必要な経費等を支援する。	●農林水産部	・検討中	■				
2-2-2 地域の防災意識を高める								
94	○地区防災計画を作成する ・地域ごとに意見交換しながら防災活動についての計画を作成するよう支援する ・地域住民が作成した計画を市町村地域防災計画に掲載するよう努める	●市町村、地域	・一部市町村で地域防災計画に地区防災計画について記載するよう見直し	■				
95	○地域でマイ防災マップを作成する(全市町村) ・マップ作成のための研修、図上訓練等を開催する ・まち歩き等をしながら地域の危険箇所を確認する	市町村、地域、●府民生活部	・自主防災組織リーダー研修にて、地域での防災マップづくりを想定したDIGの実施。 ・マイ防災マップ:城陽市、長岡京市、京田辺市、久御山町等の地域で作成	■				
96	○地域の様々な構成主体が参加した防災訓練等を実施する	●府民生活部、市町村、防災関係機関、企業、NPO、地域、自主防災組織	すべての市町村において、自主防災組織等の地域の団体が参加する防災訓練を継続的に実施。	■				

推進事業	担当部局等	27年度実績	進捗状況					
			27	28	29	30	31	
97	○地域での防災教育を継続して実施する	●府民生活部、市町村	・京都府職員出前語らい等を通じ、地域団体等に対し啓発活動の実施。 27年度：32回実施 ・南丹セーフティキッズ推進事業(南丹広域振興局) ・少年消防クラブ活動の充実等(少年消防クラブ16クラブ、幼年消防クラブ134)	■				
98	○府民の応急手当普及講習受講を進める	●府民生活部、市町村	・各消防本部において講習を実施。 ・講習において使用する救急教育訓練資器材の各消防本部への無償貸与を更新	■				
99	○災害被害を軽減するための啓発等を展開する 例)・町内防災声かけ運動 ・町内防災お助けマップ作成運動 ・防災マップづくり推進運動 ・避難所再発見運動	●府民生活部、地域	・「割れ窓理論」実践運動の実施及び理論の普及 ・地域安全マップづくりの普及 ・地域防災リーダー研修会を実施し、地域の防災リーダーに対し啓発活動を実施	■				
100	○防災重点ため池においてハザードマップの作成を進める	●農林水産部、市町村	・ハザードマップ作成状況 H27年度：25ヶ所(うちマルチハザード情報提供システム公表16ヶ所) ※H28～32年度 防災重点ため池36ヶ所	■				
2-2-3 減災に向けて地域で行動する								
101	○消防団への加入を進める ・消防団員数を100%充足 ・女性団員増	●府民生活部、市町村	・消防団員数：17,838人(平成27年4月1日) 消防団員充足率 90.0% (条例定数19,821人) ・ラジオなどの広報媒体やポスターによる啓発等を実施。 ・女性団員は前年度から39名の増加。	■				
102	○消防団が活発に活動する地域づくりを進める ・実践的な訓練を取り入れ、救助等専門チームを設置するなど機能強化 ・府立消防学校による消防団員の教育訓練 ・大学生の取組支援や消防団員OBの活用を図る	●府民生活部、市町村	・消防学校にて初級幹部科及び指揮幹部科を実施。 ・消防団員教育訓練実施状況 H27 専科教育2回108名、初任幹部教育2回164名、指揮幹部教育2回128名、1日入校3回136名、移動消防学校5回758名 ・京都学生FASTを推進し、新たに4大学で立ち上げ ・消防団員OB制度について登録を拡充	■				
103	○活動拠点や資機材の改善・充実等により活動環境を整備する	●府民生活部、市町村	消防団向け補助「わがまちの消防団強化交付金」 27年度交付決定額 96,450千円	■				
2-3 学校で取り組む(共助)								
2-3-1 学校での防災教育を充実する								
104	○学校安全計画に基づき発達の段階を踏まえた防災教育を実施する ・全校で毎年学校安全計画の確認・改善を実施 ・発達の段階を踏まえた、実効性のある防災教育を拡充する 例)DVD等視聴覚教材を活用した防災教育、事前予告なしの避難訓練、原子力災害を想定した避難訓練、各教科・特別活動等での教育等	●教育庁、学校、市町村	27年度 ・学校安全計画策定状況 小学校100%、中学校100%、高校・特支100% ・学校安全計画検証状況 小学校98.6%、中学校93.8%、高校・特支90.9% ・学校及び市町村と連携して、UPZ圏内全67校において原子力災害における危機管理マニュアルを作成し、防災教育の拡充を図った。	■				
105	○市町村や地域、専門家等と連携した防災教育を実施する ・市町村や地域(消防署・消防団・自治会等)、専門家等と連携した防災教育を広げる。 例)市町村や自治会等と連携した避難訓練への参画、防災マップづくり、起震車乗車体験、防災ワークショップの実施等	●教育庁、学校、市町村、京都大学防災研	27年度 ・防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業 福知山市と連携して、原子力災害に係る危険管理マニュアル作成を率先して進めた。 ・学校防災アドバイザーと連携して、原子力防災に係る危機管理マニュアルの検証を行い、防災教育の推進を図った。	■				
106	○私立学校に対して学校安全計画に基づき発達の段階を踏まえた防災教育を実施するよう促す ・特色教育推進補助事業	●文化スポーツ部	特色教育推進補助事業 H27 30校 11,400千円	■				
2-3-2 学校の危機管理体制を強化する								
107	○教職員の危機対処能力の向上を図る ・防災教育を含む指導者向けの学校安全研修等を継続して実施する ・教職員を対象とした校内研修を充実させる ・初任者・新規採用者研修において、各種防火・防災体験施設を利用し、緊急時の初期対応や安全誘導を学ぶ	●教育庁、学校、府民生活部、市町村、文化スポーツ部	27年度 ・学校安全教室指導者講習会(災害安全)を開催(1会場)し、校内研修の充実に向けた指導者の資質向上を図った。 ・初任者・新規採用者全員を対象に、府立消防学校、福知山市消防防災センター及び舞鶴市防災センターの3カ所において防災教育を含めた学校安全研修を実施した。	■				
108	○学校の危機管理体制を強化する ・全校で毎年、危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)の確認・改善を実施	●教育庁、学校、市町村、文化スポーツ部	27年度 ・危険等発生時対処要領策定状況 小学校99.5%、中学校100%、高校・特支100% ・危険等発生時対処要領検証状況 小学校97.7%、中学校89.7%、高校・特支87.0%	■				
2-4 組織で取り組む(共助)								
2-4-1 企業、NPO、ボランティア団体等での人材育成を進める								
109	○災害ボランティアの広報、啓発を実施する	●健康福祉部、府災害ボランティアセンター、京都市災害ボランティアセン	・企業・団体に災害ボランティアセンターへの登録を呼びかけるリーフレット等の改定版の作成、配付等の取組 ・府災害ボランティアセンターに専任職員の設置	■				
110	○企業、NPO、ボランティア団体等を対象とした研修等の開催や危機管理アドバイザーへの登録を進める	●府民生活部	・京都府災害ボランティアセンターに委託し、自主防災組織等を対象とした災害ボランティアのコーディネート等に係る研修を実施 ・危機管理アドバイザーを拡充	■				

	推進事業	担当部局等	27年度実績	進捗状況				
				27	28	29	30	31
111	○様々なチャンネルや啓発を通じて企業・大学の共助活動を促進する例)・企業内備蓄の推進 ・災害発生時の従業員の帰宅困難者対策の検討・実施 ・地域の防災訓練への積極的な参加 ・地域の防災組織との連携強化 ・従業員の消防団活動への理解の促進 ・従業員・学生の災害ボランティア活動への理解の促進	●府民生活部、企業、大学、地域、市町村	・長田野工業団地で京都BCP(連携型BCP)の取組を開始、検討委員会で検討中。 ・消防団協力事業所表示制度を全市町村で導入 ・市町村表示証交付事業所数157	■				
112	○災害ボランティアの受援体制を強化する ・段階に応じた専門分野ごとに重層的な研修を継続的に実施 ・広域災害図上訓練の実施	●健康福祉部、市町村、府災害ボランティアセンター	・防災人研修(2回)、ボランティアリエゾン研修(2回)、ボランティアLO研修(1回)の実施 ・広域災害図上訓練(10/18)	■				
113	○災害看護ボランティア登録者数の増加を図る	●府看護協会	27年度目標人数130人→登録人数142人	■				
2-5 行政が支援する(公助)								
2-5-1 府民の防災意識を高めるための広報を行う								
114	○地震防災に関する広報・啓発活動を実施する ・広報紙、テレビ・ラジオ等広報媒体の活用 ・ホームページへの防災情報の掲載 ・パンフレットなど啓発資料の作成等 ・家庭内・企業の備蓄の推奨、耐震改修の重点的な広報・啓発	●府民生活部、●知事室長G、市町村	きょうと府民だより、テレビ・ラジオ、ホームページにより地震防災に関する広報・啓発活動を実施。	■				
115	○全市町村で地震ハザードマップ作成し、啓発する	●府民生活部、市町村	全市町村で作成	■				
116	○緊急地震速報について啓発する	●京都地方気象台	27年度 ・緊急地震速報受信端末を活用した学校避難訓練に防災アドバイザーとして参画し、教職員・生徒に緊急地震速報の活用方法を普及(8校)。 ・防災訓練(3回)、講演(6回)を通して緊急地震速報の活用方法等について、普及活動を実施。	■				
117	○津波防災に関する広報・啓発活動を実施する	●府民生活部、●京都地方気象台、市町村	防災訓練、講演等を活用した津波警報・注意報の周知や津波防災の広報・啓発活動の実施	■				
118	○平成29年度までに全沿岸市町で津波ハザードマップを作成する	府民生活部、●市町村	津波浸水想定策定を受け、作成を検討	■				
119	○土砂災害等に係る情報を周知する ・土砂災害危険箇所の府ホームページでの周知 ・土砂災害・浸水ハザードマップの作成・周知 ・ハザードマップ作成に対する「洪水ハザードマップ作成事業費補助」地域防災力づくり事業」での支援 ・土砂災害防止法住民説明会の開催 ・民間商業施設等を活用して毎年9回のパネル展等を開催する ・土砂災害警戒区域の指定等を反映した市町村ハザードマップの見直しを図る	●建設交通部、市町村、府民生活部	・土砂災害危険箇所のホームページ:公開済み ・土砂災害・浸水ハザードマップ:対象市町村作成・周知済み ・土砂災害警戒区域、浸水想定区域について、マルチハザード情報提供システムにより、GISで公表 ・土砂災害防止法住民説明会の開催:指定に先立ち随時開催 ・洪水・土砂災害対策啓発パネル展の開催等:年9回程度開催	■				
120	○家庭内、企業内で3日分の備蓄(できれば1週間分)の推奨についての啓発等の実施	●府民生活部、市町村	講演会等を活用した啓発の実施 災害からの安全な京都づくり条例(仮称)で規定を検討	■				
121	○大規模盛土造成地の宅地耐震補強を進める ・府全域の大規模盛土造成地の調査を行い、マップの作成・公表を行う	●建設交通部、市町村、事業者	H28.3 府全域で大規模盛土造成地の調査が完了	■				
122	○地域防災に取り組む自主防災組織等を表彰する ・表彰制度を創設する ・毎年表彰を行う	●府民生活部	・京都府消防大会で「安全功労者表彰」(1名)「自主防災活動表彰」(4団体)を実施	■				
2-5-2 府民に対する教育・訓練を実施する								
123	○自主防災リーダーの育成を市町村と連携して進める <年間50人の育成を目指す> ・マイ防災マップの作成研修の実施 ・自主防災育成研修会(DIG研修含む)の実施 ・防災講演会の実施 ・起震車操作員講習会の実施	●府民生活部、市町村	・自主防災リーダーを対象とした研修の実施 山城地域5回(4/19,8/1,10/10,11/8,H28 1/24:220名)、南丹地域1回(9/5:20名)、中丹地域6回(6/2,7/12,7/19,8/1,8/11,9/6:470名)、丹後地域5回(7/24,7/30,8/6,10/11,H28 1/25:280名) ・市町村職員等を対象としたDIG及びHUG研修(11/17:40名) ・市町村職員等を対象とした起震車操作員講習会(12/7,12/10:75名)	■				
124	○職員出前語らい、危機管理アドバイザーなど講師の派遣 ・職員出前語らいの実施(25回)	●府民生活部、市町村	職員出前語らい32回実施	■				
125	○防災訓練の府民参加を充実させる ・住民等との連携による府総合防災訓練を継続して実施 ・各市町村、消防団、自主防災組織等による防災訓練の実施	●府民生活部	全市町村において、消防団、自主防災組織等と連携した訓練の実施(平成27年度は近畿府県合同防災訓練により住民参加無し)	■				
126	○企業等の自衛消防隊の訓練等を充実させる	●府民生活部、市町村、消防組合、企業	市町村等で実施される防災訓練への参加	■				
127	○外国人が参加する訓練や災害時ボランティア研修に継続して取り組む ・外国人を対象とする訓練を市町村等と連携して拡大させる ・災害時に外国人を支援するボランティアの研修を継続して実施する。	●知事室長G、(財)京都府国際センター、府民生活部	・災害時外国人支援ワーキング会議6回開催(国際センター5回、京丹後市1回)。 ・現地災害多言語支援センター運営研修・訓練(10/29京都市、12/7京丹後市) ・災害時外国人サポーター研修・訓練3回開催(京丹後市1回、大阪市2回)。 ・外国人住民のための防災オリエンテーション・訓練(11/1城陽市) ・災害時外国人支援訓練(12/5京丹波町)	■				
128	○平成29年度までに全沿岸市町で津波ハザードマップに基づき津波避難訓練を実施する	市町村、●府民生活部	津波ハザードマップの作成後に津波避難訓練の実施を検討する	■				
129	○ため池の決壊を想定した防災訓練を実施する	●農林水産部、市町村	・システムを利用したため池防災伝達訓練を実施 H27年度:17市町村で実施	■				

推進事業	担当部局等	27年度実績	進捗状況					
			27	28	29	30	31	
130	○防災教育の新たなコンテンツを作成する	●府民生活部、市町村	・京都学生FAST(消防防災サークル)と連携した防災教育の実施 ・マルチハザード情報提供システムを活用した防災教育を検討	■				
131	○災害用伝言ダイヤルについて啓発する	●NTT西日本、NTTドコモ関西等	・自治体総合防災訓練にて啓発活動実施(平成27年度19自治体への参画)	■				
2-6 多様な視点で取り組む								
2-6-1 多様な視点で防災対策に取り組む								
132	○男女共同参画センターにおいて女性相談事業を実施する	●府民生活部	電話・面接による相談事業を4回/週実施	■				
133	○女性等、多様な視点を踏まえた防災対策を検討する ・女性視点での防災対策意見交換会を毎年開催する	●府民生活部	女性視点での防災対策意見交換会を毎年開催 女性視点の地域防災計画への反映を実施	■				
134	○被災時の女性のための相談体制づくりを進める ・男女共同参画センターと市町村男女共同参画センター等のネットワーク会議の開催 ・女性相談員の育成研修の実施 ・女性警察官の対応能力の向上	●府民生活部、●警察	・男女共同参画センターと市町村男女共同参画センター等のネットワーク会議の開催 ・女性相談員の育成研修を実施(2期生13名修了、修了者フォローアップ12名) ・女性被害者等に対する対応能力向上のための教養訓練の実施や研修会の活用(警察官全体を対象) ・警察署等で女性警察官による対応を希望する相談者があったときに、当該警察署に女性警察官が不在である場合、本部の女性警察官が臨時に相談を受理するシステムを運用(電話に限る) ・女性被害者等の心情に配慮した相談室の整備	■				
3 地震時の住まいの安全、地震後の住まいの安心を守る								
3-1 住宅の安全対策を進める								
3-1-1 住まいの耐震診断を進める								
135	○府民の耐震化に関する意識の向上を図る ・地震防災ハザードマップによる啓発 ・ホームページの充実 ・地震防災普及啓発冊子の作成、配付 ・防災教育の実施(小・中・高校生を対象とした出前講座、講演会) ・講演会、リーダー研修の実施等	●府民生活部、市町村	・府ホームページに地震被害想定を掲載し住宅の耐震化の啓発を実施 ・全市町村で地震ハザードマップを作成し啓発を実施 ・出前語らい事業にて耐震化について啓発 ・地震に強い住まいづくりフェア等での啓発の実施(9/13与謝野町,11/13京田辺市,H28 3/6八幡市)	■				
136	○木造住宅等の耐震診断を進める ・京都府住宅耐震診断事業の周知等 ・簡易耐震診断のホームページやパンフレットによる広報 ・耐震診断の助成制度について、府全域での実施 ・伝統的町家・民家の耐震診断、耐震改修を進める	●建設交通部、市町村	・住宅耐震診断事業(助成制度)を推進 平成27年度649戸実施 ・京都府住宅耐震診断事業についてH23年度から全市町村で実施 ・ホームページ、パンフレット、回覧板、耐震フェア、総合防災訓練で広報	■				
137	○木造住宅の耐震診断・改修に係る専門技術者の養成・登録を進める ・5箇年で2,000人の耐震診断士の養成・登録を目指す	●建設交通部、市町村	木造住宅耐震診断士を養成し、現在の登録者数 1,582名(うち、H27登録者数 10名)	■				
3-1-2 住まいの耐震改修を進める								
138	○木造住宅等の耐震改修を進める <平成32年度までに耐震化率95%を目指す> ・住宅耐震改修助成制度や税制優遇措置等の周知 ・耐震改修助成制度の府全域での実施 ・業界団体と耐震改修助成制度等の周知や住宅の耐震化方策に係る意見交換の実施(京都府住宅耐震化促進連絡会議の開催) ・より使いやすい耐震改修の支援の検討 ・住宅関連事業者に対して、中古住宅流通過程のリフォームの際の耐震改修等を啓発する ・年間を通して同制度の活用ができるよう市町村窓口での柔軟な運用	●建設交通部、府民生活部、市町村	・住宅の耐震化率74.2%(H15年)→78%(H20)→83%(H27) ・住宅の耐震化率については、建築物耐震改修促進計画でH37年95%を新たに設定 ・また、新たに住宅の減災に関する幅広い施策を施された住宅<減災住宅>の率をH37年97%を設定 ・耐震改修補助件数 ①57戸、②175戸、③147戸、④277戸、⑤292戸、⑥183戸、⑦186戸 ・簡易改修補助件数(④制度創設) ④647戸、⑤464戸、⑥602戸、⑦868戸 ・制度実施市町村 本格改修 全市町村で実施(H23年度以降) 簡易改修 24市町村(H27年度末時点)	■				
139	○住宅関連業界と連携し、補助制度の周知および改修事例集の活用や出前講座等による啓発を実施する	●建設交通部	・住宅関連業界が主催する耐震イベントにおいて府制度の啓発を行うとともに、事業者との共同により大規模商業施設、総合防災訓練等での啓発や小学校への出前講座を実施 ・野田川わーくばる、地震につよい住まいづくり推進フェア2015(9.13) ・井手小学校出前講座(12.17) ・住宅なんでも相談会(6.26-27,11.13-14) ・各地のお祭り等で耐震フェア(多数開催) ・各地の防災訓練で耐震フェア(多数開催)	■				
140	○市町村営住宅の耐震化を進める ・市町村において「公営住宅ストック総合活用計画」及び「建築物耐震改修促進計画」等に基づき、耐震診断及び耐震改修を実施	●市町村	・耐震診断及び耐震改修実施 ・耐震化率58.1%(H26年)	■				
141	○府営住宅の耐震化を進める ・府営住宅ストック総合活用計画に基づき、順次建替を推進し、その中で耐震化を図る	●建設交通部	・現状 H7年度にタイプ別(建築年次、構造形式)に代表的な住棟で抽出診断を実施し、早急に改修を必要とする建物はない ・H26~H27中村団地(第I期)完成。 ・京都府府営住宅等長寿命化計画を作成予定(計画期間:H28~H37)	■				

推進事業	担当部局等	27年度実績	進捗状況					
			27	28	29	30	31	
3-1-3 室内の安全対策を進める								
142	○各市町村等と連携して家具の固定化等の室内安全対策を進める <平成31年度までに家具固定率55%を目指す> ・消防団、自主防災組織等と連携し、室内の安全対策事業、住宅用火災警報器の設置事業等の一層の推進 ・家具転倒防止対策等へ助成の検討 ・家具の固定化等、居住空間の安全確保に関するポータルサイトを充実させる ・耐震シェルター、耐震ベッド等に対する助成の検討 ・耐震シェルター、耐震ベッド等について情報提供する	●府民生活部、市町村	・家具固定率40.7%(H25)※全国値 ・府職員出前語らい、地震に強い住まいづくりフェア等で耐震化と共に啓発を実施 ・府ホームページにて家具の固定化等、居住空間の安全確保に関する内容を掲載 ・住宅用火災警報器の設置普及	■				
143	○府民による室内安全対策(家具の固定化、ガラスの飛散防止)の取組状況を調査する	●府民生活部	調査準備を実施、今後実施予定	■				
3-2 地震後の住まい再建の最適化を進める								
3-2-1 災害後の仮住まいを確保する								
144	○災害時における応急仮設住宅の建設に関する関係団体等との応援協定の締結を進めるとともに、その実効性を高める ・応急仮設住宅の建設にあたっての市町村との連携強化を図る	●建設交通部、●府民生活部、市町村	・府と(社)プレハブ建築協会と協定締結 ・毎年連絡体制の確認を実施	■				
145	○公営住宅の空き戸数について常時把握する	●建設交通部、市町村	住宅システム(レントスタッフ(電算))で常時把握	■				
146	○応急仮設住宅建設のための体制を整備する ・マニュアルに基づき、適地・候補地の確認・精査を行う ・マニュアルに則した訓練の実施	●建設交通部、●府民生活部、健康福祉部、市町村	毎年度候補地の更新作業を実施	■				
147	○発災時に民間施設等を一時利用できる体制を整備する ・災害時応援協定の実施細目や事務フローを定める	●建設交通部、●府民生活部、市町村	災害時応援協定の実施細目等について検討中	■				
3-2-2 住まいの再建を支援する								
148	○地震保険の普及啓発を図るとともに、補完的役割となる「住宅再建共済制度」を全国規模で構築できるよう取組を進める	●府民生活部	・国へ創設の要望を実施 ・府ホームページにて地震保険の普及啓発を実施	■				
4 行政等の災害対応策の向上を図る								
4-1 行政の危機対応組織・体制の整備を進める								
4-1-1 災害対策本部の設置・運営を強化する								
149	○府災害対策本部を備えたセンターを設置する ・災害対策本部の施設を常設する ・災害対応型自動販売機の設置を進める	●府民生活部、総務部、政策企画部、施設所管部局、消防組合	災害対応型自販機の設置12台(府庁、京都土木事務所、宇治・木津・田辺・乙訓・亀岡・園部・綾部・福知山・舞鶴・峰山宮津総合庁舎 各1台)	■				
150	○市町村災害対策本部機能の代替施設を確保する	●市町村	・20市町村で代替施設を確保(H26)	■				
151	○警察本部機能を確保する ・警察本部の施設の機能向上を図る ・本部代替施設の通信機能等の向上 ・各署の代替施設の確保	●警察	・大規模災害発生時に使用する総合指揮室の資機材の見直しを検討 ・27年度、警察学校を移転先として通信機能移転訓練を実施。衛星通信装置等の通信機材を警察学校に保管。 ・本部代替施設(警察学校)における通信確保訓練を実施し、その手順をマニュアル化 ・府下25警察署中、12警察署(48%)が代替施設を確保。順次、選定を進めている。	■				
152	○災害対応に係る災害対策本部内の具体的な役割分担を見直す	●府民生活部	他府県の状態を調査	■				
153	○計画、マニュアル、資料が一体となった分かりやすい地域防災計画に改善する ・ホームページに解説ページを掲載する ・府職員に研修を実施する	●府民生活部	地域防災計画(一般対策計画編、震災対策計画編、原子力発電所対策計画編)を修正。資料編の見直しを実施中。	■				
154	○地域防災計画に業務継続の考え方を反映するなど事業継続体制を確立する	●府民生活部	平成22年度に地震を想定した京都府業務継続計画を策定	■				
155	○各市町村の地域防災計画を社会情勢等に応じ見直し・改善する ・重点事項について、見直しを実施	●市町村	定期的に見直しを実施	■				
156	○南海トラフ地震防災推進計画を整備する <平成28年度までに推進地域内の全市町村での計画策定を目指す>	●市町村	・南丹市以南の18市町村で策定が必要 ・地域防災計画自体の見直しを行っていない市町村があり、一部で未作成	■				
157	○全市町村の地域防災計画に行政機能維持計画を追加する	●市町村	13市町村において策定	■				
158	○業務継続計画を随時見直し、事業継続体制を確保する	●府民生活部、全部局	今後見直しを実施	■				
159	○平成31年度までに全市町村において、業務継続計画を策定する	●市町村	7市町村においてBCPを策定	■				
160	○東日本大震災を踏まえ、地域防災計画において具体的な地震防災対策の推進を図る	●府民生活部、市町村	東日本大震災をふまえた地域防災計画の修正を継続して実施	■				
161	○緊急参集訓練の実施など職員の緊急参集体制を強化する ・京都府非常時専任職員制度の整備・拡充 ・各防災機関等における緊急参集体制の整備	●府民生活部	職員参集訓練を実施:実働1回、メール呼び出し2回	■				
162	○災害対策活動の初動体制を整備する	●府民生活部、市町村、防災関係機関	2号専任職員公募制実施	■				
163	○府災害対策本部運用マニュアルを見直し、改善する	●府民生活部	今後検討を行う	■				

推進事業	担当部局等	27年度実績	進捗状況					
			27	28	29	30	31	
164	○職員の安否確認体制の確立	●府民生活部	各部局においてBCPの連絡体制を確認 7市町村においてBCPを策定	■				
165	○職員用備蓄を進める	●府民生活部	災害対応要員の備蓄を含めた災害救助用備蓄物資整備 費として予算計上。順次備蓄を実施	■				
166	○実践的な災害対応訓練や研修を実施し、職員の災害対応能力を高める ・京都府総合防災訓練(年1回)、地震対策図上訓練(年1回)の実施 ・機関・団体・社内訓練の実施	●府民生活部、市町村、防災関係機関	27年度 近畿府県合同防災訓練(京都府総合防災訓練)の実施(10/17・18)、地震災害対応訓練(H28 1/15,3/11)、関西広域応援訓練(H28 2/3)の実施 防災関係機関において関係機関と連携した防災訓練を実施	■				
167	○停電等を想定した機能喪失訓練を実施する	●府民生活部	府庁BCPに基づき、停電時も自家発電機が機能。関係団体との協定に基づき燃料を確保。限定的な機能による訓練は実施。	■				
168	○具体の地震災害シナリオを作成する	●府民生活部	関西広域連合南海トラフ応急対策マニュアル作成に合わせて府としても検討	■				
169	○南海トラフ巨大地震を想定した訓練を実施する ・橋梁等の落下などを想定した実践的な訓練の実施	●府民生活部、市町村、防災関係機関	・地震災害対応訓練にて南海トラフ巨大地震を想定し訓練実施(H28 3/11) ・大規模災害の発生を想定し策定した「関西防災・減災プラン」に基づく関西広域応援訓練(H28 2/3)の実施	■				
170	○複合災害を想定した訓練を実施する	●府民生活部	京都府地震災害棟対応訓練(地震及び津波、原子力災害を想定)を実施(H28 3/11)	■				
171	○災害対策本部立ち上げ訓練等(訓練内容改善)を行う	●中部近畿産業保安監督部近畿支部	災害対策本部立ち上げ訓練、職員安否確認訓練他を実施	■				
172	○防災職員等に対する研修等を実施する ・府、市町村職員の防災意識、災害対応能力を高めるための研修の実施	●府民生活部、市町村	市町村長・幹部職員を対象とした防災危機管理トップセミナー(H28 1/14)、市町村職員棟を対象とした避難所の運営訓練(10/18)、DIG・HUG研修(11/17)を実施	■				
173	近畿財務局総合防災マニュアルについて、実効性のあるマニュアルとなるよう随時見直しの必要性を検討する(H26.8直近改訂) ・防災訓練を毎年実施し、内容を検証の上、必要に応じて訓練内容やマニュアルの見直しを行う	●近畿財務局京都財務事務所	27年度 H27.10 京都第2地方合同庁舎消防訓練を実施。訓練内容がより実効性のあるものになるよう、煙を充満させた階段の降下体験や、屋内消火栓の放水体験などを新たに取り入れて実施した。	■				
174	○国の地方機関における連携体制を確保する ・第二地方合同庁舎における機関横断的な非常時対応マニュアルを策定する	●近畿財務局京都財務事務所	27年度 H27.5 被災時における庁舎の点検方法等について入居官署との打ち合わせを実施した。なお、マニュアルについては、当該打ち合わせ内容を反映させ、平成28年度以降に策定する予定。	■				
4-1-2 通信の手段を確保する								
175	○府防災行政無線の利用機関を拡充する	●府民生活部	・平成27年度:医療機関4機関を追加、全120機関 ・府及び総合庁舎でJ-ALERT整備済(H22)	■				
176	○市町村の防災行政無線のデジタル化整備を進める	●府民生活部、市町村	・デジタル無線導入市町村:同報系8市町村、移動系8市町村 ・平成27年度:京丹波町(移動系)が導入	■				
177	○災害に強い情報通信基盤を整備する ・防災拠点・重要拠点のネットワークの完全二重化の継続や衛星インターネット回線の導入	●政策企画部、市町村	平成26年度に京都デジタル疎水ネットワークの更新を行い、完全二重化を継続するとともに本庁に衛星インターネット回線を導入し、27年年度運用を開始した。	■				
178	○国の整備する次世代研究開発ネットワーク回線を活用し、他府県等とネットワークの相互接続を行う	●政策企画部	事業終了	■				
179	○府防災行政無線施設・設備及び通信体制を維持する	●府民生活部	定期点検・障害復旧対応等を実施	■				
180	○防災関係機関による非常通信設備の維持・更新を図る 消防庁:消防防災無線、国交省:マイクロ無線、自衛隊:マイクロ無線、警察:警察無線、消防:消防無線(H27年度までにデジタル化整備)、JR西日本:鉄道無線	●総務省、●近畿地方整備局、●自衛隊、●警察(情報)、●府内消防本部、●JR西日本	・随時中継器を設置するなど無線通信体制を強化 ・衛星電話等の通信機器を整備 ・警察情報通信ネットワークの更新・強化 ・通信機器の保守整備 ・防災相互通信用の無線局の更新配備 ・警察無線の機能維持、保全業務の推進	■				
181	○重要通信を確保する ・重要通信センターの分散 ・中継伝送路の多ルート化・2ルート化等非常時優先電話の確保 ・特設公衆電話の設置(災害用伝言ダイヤル171の開設等) ・移動電源車の整備及びポータブル衛星の増備 ・通信孤立回避の検討	●NTT西日本、NTTドコモ関西	・事前設置型特設公衆電話の行政様折衝中(設置場所・台数) ・移動電源車の整備及びポータブル衛星の配備完了	■				
182	○災害時の通信サービスの確保 ・重要通信の確保 ・基幹伝送路の多ルート化と経路分散 ・電源確保の備え 通信局舎…自家発電機の設置 各無線基地局…予備蓄電池の設置 移動電源車の配備 ・車載型無線基地局の配備 ・災害用伝言板サービスの提供 ・衛星電話の自治体への貸出	●KDDI	・重要通信の確保 ・基幹伝送路の多ルート化と経路分散 ・電源確保の備え 通信局舎…自家発電機の設置 各無線基地局…予備蓄電池の設置 移動電源車の配備 ・車載型無線基地局の配備 ・災害用伝言板サービスの提供 ・衛星電話の自治体への貸出	■				

	推進事業	担当部局等	27年度実績	進捗状況					
				27	28	29	30	31	
183	○関係機関等による情報連絡体制を整備する ・衛星携帯電話の配備(1箇所) ・緊急時の連絡体制の強化(さらなる通信設備の整備)	●京都中央郵便局、●府トラック協会	[京都中央郵便局] ・災害時優先電話を確保し、責任者が持つようになっている。 [府トラック協会] ・テレビ会議システムの導入(各府県トラック協会によるネットワーク) ・他府県の状況を踏まえ、会員企業との緊急時の連絡体制の強化について検討	■					
184	○警察無線を充実させる ・本部代替施設の通信機能の向上 ・各警察署に衛星電話機等の通信機能を整備	●警察	・本部代替施設における通信確保訓練を実施し、その手順をマニュアル化 ・各警察署に英携帯電話22台を配備	■					
185	○孤立可能性地域の通信手段を確保する	●府民生活部、●市町村、●警察、●自衛隊、●海上保安本部、●近畿地方整備局等	・孤立可能性のある集落で通信手段あり 83.9%(H27) 82.2%(H25) ・防災時孤立可能性のある地域での通信確保訓練を実施し、その手順を確認	■					
4-1-3 被害情報の収集を迅速に進める									
186	○新防災情報システムを効率的に活用した訓練を行う	●府民生活部、市町村	京都府水害対応訓練(6/5)において、防災情報システムを活用して情報共有・情報集約を行う訓練を実施	■					
187	○災害情報を迅速・的確に把握できるシステムを整備する ・スマートフォンやタブレット端末を活用し現場から災害情報を収集することにより、災害情報の迅速・的確な把握や情報共有の推進	●政策企画部、府民生活部、建設交通部	・平成27年6月に「きょうと災害報告アプリ」の運用を開始 ・平成20年度から道路管理用ケータイGIS(GPS機能付き携帯電話を活用したGIS)を各土木事務所で運用中	■					
188	○新たな防災情報システムの整備を行う	●府民生活部	訓練や実際の災害対応をふまえ、随時システム改修を実施	■					
4-1-4 災害情報の伝達体制を確立する									
189	○防災・防犯メール登録者数の拡大 <登録者10万人を目指す>	●府民生活部、市町村	H27年度登録数:56000人	■					
190	○地デジを活用した情報伝達システムの情報内容を拡充する	●政策企画部	行政情報提供システムの運用を継続 ・河川砂防情報システムの河川水位・雨量データ・河川防災カメラ画像や避難関連情報などを府内放送事業者に提供し、地上デジタル放送のデータ放送を通じて、府民に防災情報等を提供 ・「防災情報府民共有システム」からLアラート(公共情報コモンズ)に発信した情報をデータ放送等と連携	■					
191	○スマートフォンを活用し多言語で観光防災情報を提供する	●政策企画部	観光・防災情報共有アプリ「KYOTO Trip+」の利用拡大を継続	■					
192	○災害時広報業務マニュアルに基づいた訓練を継続して実施する	●知事室長G、府民生活部	災害時広報業務マニュアル(危機事象発生時における対応マニュアル)に基づいた訓練を「京都府総合防災訓練等」及び「京都府地震災害等対応訓練」にあわせて年2回実施。	■					
193	○全国瞬時警報システムを整備し、緊急地震速報の府民への伝達体制を構築する ・府立施設の放送設備との連動の検討	●府民生活部、市町村	整備完了(H22)、「防災情報府民共有システム」の整備により、国民保護情報を防災・防犯メールにより配信(H25)	■					
194	○警報伝達体制を整備する ・避難勧告等の客観的避難基準を全市町村での作成の完了 ・携帯電話(メール機能を含む)、ホームページ、広報・消防無線、広報車、避難誘導車等の活用 ・市町村においてハザードマップの利活用の推進 ・土砂災害危険箇所の府ホームページでの周知 ・放送事業者との協定等の実効性確保	●府民生活部、市町村	・水害と土砂災害に係る客観的避難基準は全市町村で作成完了 高潮と津波に係る客観的避難基準は各1市町で未作成(高潮:京丹後市、津波:与謝野町) ・携帯電話(防災・防犯メールなど)を使った伝達体制を確保 ・土砂災害危険箇所:府ホームページで公開済み ・Lアラート(公共情報コモンズ)への情報発信を継続	■					
195	○二次災害を引き起こす危険情報の収集・提供体制を確立する ・ガス供給施設等の被害状況 ・河川堤防、道路・橋梁の損壊等の被害状況 ・環境モニタリングデータ	●府民生活部、国、●建設交通部、市町村、●環境部	府ホームページで道路状況、環境モニタリングデータについて情報提供	■					
4-1-5 応援・受入体制を強化する									
<input type="checkbox"/> 防災関係機関との連携・応援体制を強化する									
196	○関係機関と合同災害対応訓練を実施する ・京都府総合防災訓練、地震対策図上訓練の実施(再掲) ・東南海・南海地震訓練の実施(再掲)	●府民生活部、市町村、消防組合、防災関係機関、NPO	近畿府県合同防災訓練(京都府総合防災訓練)、関西広域応援訓練実施	■					
197	○関係機関との連携会議を開催する(各年1回) ・京都府防災会議・国民保護協議会、京都府危機管理関係機関連絡会議、日本海西部沿岸府県・危機管理関係機関連絡会議	●府民生活部、市町村、防災関係機関	京都府防災会議・国民保護協議会、京都府危機管理関係機関連絡会議、日本海西部沿岸府県・危機管理関係機関連絡会議を年1回以上開催	■					
198	○民間企業、団体等との災害時の応援協定の締結を進める ・応援協定締結	●府民生活部、市町村	24分野、193機関と協定を締結(27年3月末現在)	■					
199	○自衛隊・警察・消防、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等の広域応援計画の策定を進める ・対策要員の確保、資機材、必要物資等の確保等	●府民生活部、建設交通部、●自衛隊、●警察、●近畿地方整備局	・関西広域応援訓練で物資配送訓練を実施 ・京都府南部における、応援部隊受け入れ可能な施設を検討[警察]	■					
200	○大規模地震発生時における被災情報の収集や地域の災害対策活動を行うための防災エキスパートネットワークを構築する	●近畿地方整備局	引き続き調査と防災エキスパートとの意見交換会を実施。	■					
201	○連携・応援体制を強化する ・各自治体が開催する防災会議、国民保護協議会、洪水連絡会等各種会議及び総合防災訓練等への積極参加 ・NTTグループの連携・応援体制の強化 ・緊急時の連携の強化及び相互支援体制の確立 ・NTTグループとしての総合防災演習の実施	●NTT西日本、NTTドコモ関西	・防災会議への参画(防災34、洪水2、その他7) ・台風・豪雨及び設備故障時における情報連絡室設置 ・関西ブロック総合防災演習の参画(防災演習1回、原発演習1回)	■					
<input type="checkbox"/> 広域的な災害に備える									
202	○広域防災活動拠点の整備を進める	●府民生活部、建設交通部、防災関係機関	広域防災活動拠点(山城総合運動公園、丹波自然運動公園、京都舞鶴港、京都御苑)において資機材の整備を実施	■					

推進事業	担当部局等	27年度実績	進捗状況					
			27	28	29	30	31	
203	○国や地方公共団体(遠隔都道県含む)との連携強化を進める	●府民生活部、防災関係機関	関西広域連合と関東九都府市及び九州知事会の相互応援協定を締結	■				
204	○関西広域連合「関西防災・減災プラン」及び「南海トラフ巨大地震応急対応マニュアル」に基づき広域災害への対応を整備する	●府民生活部	南海トラフ巨大地震応急対応マニュアルに基づき、対応を検討する。	■				
205	○関西広域応援・受援実施要綱に基づき、広域的な応援体制を強化する	●府民生活部、防災関係機関	関西広域応援訓練にて、関西広域連合構成府県との連携体制を確認：物資搬送訓練(10/18)、図上訓練(2/3)	■				
206	○関西広域の連携訓練の実施	●府民生活部	関西広域応援訓練物資搬送訓練(10/18)、図上訓練(2/3)を実施	■				
207	○災害時応援協定の締結等関係機関等との広域避難体制を確認し、連携訓練を実施する ・応援協定の実効性の確保	●府民生活部	ネットワーク会議の開催等により連絡体制の確認を実施	■				
208	○広域避難に係る手順書を関係機関と連携し定める ・協定締結関係機関等との訓練の実施	●府民生活部	原子力災害に係る広域避難要領を策定(H27.2) 広域避難訓練を実施(11/28)	■				
209	○災害時応援協定の締結等企業との災害復旧に係る協力体制を強化する ・応援協定の締結と実効性の確保 ・協定締結団体等との訓練の実施	●府民生活部、市町村、ライフライン事業者等、警察	・歯科医師会講師による講演(災害時の死体身元確認等)を実施(H27.4) ・協定締結先への警察署機能移転訓練の実施(H27.5 南警察署)	■				
4-1-6 府民への広報活動を確立する								
210	○応援協定に基づきコミュニティFMとの連携体制を整備する ・実践的な訓練を継続して行う	●知事直轄、府民生活部	「災害対策基本法に基づく放送要請等に関する協定」に基づき、コミュニティFMとの連携体制を整備、実践的な放送要請訓練を「京都府総合防災訓練等」及び「京都府地震災害等対応訓練」にあわせ年2回実施。	■				
211	○被害者への家族等の安否情報の回答のあり方について検討する	●府民生活部	安否情報システム(消防庁)を活用することを検討する	■				
212	○ホームページを活用した各種防災情報の提供	●府民生活部、建設交通部	府ホームページにより、河川・雨量情報、土砂災害警戒システム、道路情報を提供。	■				
4-2 災害後の府民生活を守る活動の質を向上する								
4-2-1 救助・救出活動の能力を向上させる								
213	○孤立可能性地域の災害対応体制の整備を進める ・集落単位の避難収容計画の策定 ・航空隊、機動隊等による被災者つり下げ救出訓練の実施	●府民生活部、●市町村、●警察、●自衛隊、●海上保安本部、●近畿地方整備局等	・孤立可能性のある集落 避難計画がある割合 23.1%(H27) 18.9%(H25) 避難訓練の実施率 57.1%(H27) 55.6%(H25) ・過去、崖崩れにより孤立事案が発生した地域において、航空隊によるホイスト救出訓練、機動隊による救出訓練等の災害救助訓練を実施	■				
214	○救出・救助資機材、車両等の整備を進める	●消防、●警察、●自衛隊、●海保、●日赤、●近畿地方整備局、●府民生活部、●市町村	・携帯型コンクリート破壊器具を整備 ・大規模河川を管内に持つ所属にゴムボートを配備	■				
215	○救出・救助訓練を実施し、能力向上を図る ・各機関又は府、市町村と連携した訓練の実施(総合防災訓練、テロ訓練、大規模事故想定訓練等)	●消防、●警察、●自衛隊、●海保、●日赤、●近畿地方整備局、●府民生活部、●市町村	・緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練、近畿府県合同防災訓練、各市町村との合同防災訓練を実施し、関係機関の連携を強化 ・京都市内の商業施設において、テロ対策訓練を実施 ・関係機関と近畿管区広域緊急援助隊合同訓練を実施 ・京都大学防災研究所において、第二機動隊員に対する水害対応訓練を実施 ・京都府大震災総合警備訓練を実施 ・海上保安法と連携し住民避難訓練を実施	■				
216	○消防の災害対応能力の向上を図る ・消防体制の充実(装備、本部体制、指令) ・府立消防学校の機能充実	●府民生活部、市町村、消防組合	・「消防力の整備指針」に基づく整備充足率(平成27年4月現在) 消防ポンプ自動車数 91.4%、はしご自動車 86.1% 救急自動車 87.8%、消防職員 80.1% ・団体による高規格救急自動車寄贈の斡旋(27 相楽中部) ・広域化については、消防本部に対し情報提供等の支援を実施 ・大規模な自然災害が頻発、市町村域を超える対応が求められる時代で、京都府全体の災害対応力の強化を図るため、府市消防学校について、平成29年度から「初任教育」をはじめ消防職員に対する教育訓練を共同化。	■				
217	○警察部隊の装備資機材等を充実する ・個人装備品・備蓄物資の整備計画の推進 ・装備資機材の計画的整備	●警察	・機動隊、管区機動隊、危機事象警備部隊等の災害警備活動用装備資機材を整備 ・原子力災害対策として、UPZ圏内を管轄する警察署を中心にサーベイメーター、個人線量計を整備 ・放射線防護資機材の点検整備 ・警察署機能維持のため、耐震性の低い警察署を中心にエアテント、バルーン投光器を整備 ・災害対策ヘルメットの整備 ・備蓄物資の整備	■				
218	○孤立可能性地域を把握し、データベース化する	●府民生活部、市町村	・府独自に調査実施 府内の孤立可能性集落387集落(H27)	■				
□ 災害時の医療体制を整備する								
219	○災害時医療体制の充実を進める ・災害拠点病院、災害医療コーディネーター、DMAT等が連携して、研修会・訓練を毎年実施 ・基幹災害医療センターの設備整備・運営に対する助成	●健康福祉部、日赤等医療機関	・災害拠点病院を5病院新規指定 ・コーディネーター研修 延べ10名受講(厚労省・関西広域連合実施) ・京都DMAT養成研修 65名受講(実施主体：第一日赤) ・近畿府県総合防災訓練(H27.10.18)、京都DMAT訓練(H27.11.29)実施 ・基幹災害医療センターの設備整備・運営に対して助成実施	■				

推進事業	担当部局等	27年度実績	進捗状況					
			27	28	29	30	31	
220	○京都府災害拠点病院等連絡協議会を中心として災害時医療体制を整備する ・京都府災害医療活動指針を策定する ・災害医療コーディネーターの運用について協議する	●健康福祉部、日赤等医療機関	・関係者会議を開催し、検討を進める。	■				
221	○京都府緊急災害医療チーム(DMAT)の養成(260名)を進める ・京都DMAT養成研修を実施し、府内14病院各3チーム以上の体制の確保を図る	●健康福祉部、日赤等医療機関	・京都DMAT研修 65名受講 ・3チーム以上の体制 11病院/14病院	■				
222	○医薬品・医療用品の確保体制を継続・強化する ・搬送体制について検討、確保する	●健康福祉部	・災害用医薬品備蓄の契約団体及び衛生材料等優先供給の協定締結団体の災害時搬送体制を確保するため、緊急通行車両事前届手続きを実施 ・新たに臨床検査薬の優先供給に関する協定を締結(H27.7.1)	■				
223	○災害時の医療・救護体制を整備する ・救護所への応援体制の整備 ・医療機関の被害状況の把握体制の確保(医師会間の被害状況報告連絡網の整備)	●健康福祉部、府医師会、府民生活部	・医師会の被害状況報告連絡網や保健所による被害状況の把握 (医師会)JMAT京都として医療救護班整備を行っており、体制について災害対策小委員会にて協議を行っている。現在も継続して議論が行われている。	■				
224	○災害時医療救護活動マニュアルに基づいた訓練を実施する	●府医師会	・災害対策小委員会を実施し内容について検討を行い、地区医師会マニュアルの作成を行った。(H27) ・JMATフォローアップ研修(9/27)において、災害時図上訓練及び本部運営訓練を実施	■				
225	○医療機関と搬送機関の情報共有、連携体制を強化する ・災害時医療情報入力訓練を実施し、各機関のシステムへの入力率向上を図る	●健康福祉部、医療機関、市町村、消防組合	・システムに参加する二次救急医療機関 100%(H27) ・災害時医療情報入力訓練 4回	■				
226	○人員輸送に係る応援協定締結機関と搬送協力体制を確認し、連携訓練を実施する ・応援協定の実効性の確保	●府民生活部	防災訓練等を通じて連携を確認 H27 近畿府県合同防災訓練(10/18)	■				
227	○ドクターヘリを導入する 関西広域連合による共同運航	●健康福祉部	・京滋ドクターヘリの導入(H27.4.28) ・運航件数 341件(H28.2末現在)	■				
228	○災害看護ボランティアの災害対応能力を向上させる(府看護協会) ・JMAT京都(日本医師会災害医療チーム)に参加し、災害対応能力の向上を図る	●府看護協会	・行政主催の防災訓練への参加、研修開催3回 ・JMAT京都への参加については次年度継続課題	■				
□ 亡くなられた方の対策を行う								
229	○迅速かつ的確に亡くなられた方への対応ができる体制を確保する ・多数遺体取扱要領に基づいた訓練の実施 ・遺体安置所の確保 ・遺族等の心情を理解させる教養の推進	●警察、市町村、健康福祉部	・京都市と多数遺体取扱いに関するマニュアルを策定し、多数遺体安置所指定に向けた取り組みを推進 ・検視専科等で、遺族の心情に配慮した適正な検視を心がけるよう教養を実施	■				
230	○埋火葬広域連携体制を確保する ・広域火葬計画の策定	●健康福祉部	広域火葬計画を策定	■				
231	○亡くなられた方への対策について関係団体との応援体制を確保する	●健康福祉部	遺体の処理・搬送にいて関係団体(京都中央葬祭業協同組合、(社)全国霊柩自動車協会)と協定を締結しており、連絡体制の確認等を実施	■				
4-2-2 被災者の生活対策を支援する								
□ 避難所の整備・円滑な運営を行う								
232	○避難所の耐震化を進める <平成31年度までに耐震化率90%を目指す>	●府民生活部、施設所管部局、教育庁、市町村	(府立学校)未実施の4棟を平成28年度に実施予定	■				
233	○避難所に指定されていない公的施設の指定拡充や中規模ホテル・旅館等民間施設の活用について検討を進める	●市町村、府民生活部、商工労働観光部	協定の締結等により民間施設の活用を推進	■				
234	○京都府地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、避難所において飲料水、電気、ガス等が確保できる体制を整備する。	●府民生活部、市町村	地震防災対策五箇年事業計画に基づく整備を実施 浄水型水泳プール、緊急遮断弁、電源照明車等	■				
235	○自立できる避難所として太陽光発電などを整備する	●環境部、府民生活部、市町村	・府施設 太陽光パネル、蓄電池 22箇所、LED街路灯 11箇所 ・市町村施設 太陽光パネル、蓄電池 48箇所、LED街路灯 18箇所 (25~27年度)	■				
236	○避難所運営体制の整備を進める ・各市町村において、地域防災計画に基づき、避難所運営体制を整備 ・避難所運営マニュアルを作成する	市町村、健康福祉部、●府民生活部	・毎年度開催している災害救助法に係る市町村担当者会議において、災害救助法による救助について情報の共有を図っている ・府地域防災計画において、避難所運営への女性の参画等を追加(H26)	■				
237	○避難所開設の初動体制を確保するための訓練を実施する ・市町村、学校、地元自治会等の連携した避難所開設訓練の実施	市町村、学校、教育庁、●府民生活部	市町村職員等を対象として、避難所運営訓練を実施 H27 近畿府県合同防災訓練(10/18)	■				
238	○男女共同参画の視点での避難所運営ガイドを活用し、市町村職員及び関係団体等への普及啓発を行う	●府民生活部	男女共同参画の視点での避難所運営ガイドを使用し、地域住民、市町村職員及び関係団体等への普及啓発を実施	■				
239	○避難所にWi-Fi設備を整備する	●政策企画部	避難所に指定されている府立施設にWi-Fi環境を整備(完了) 各市町村でも避難所にWi-Fi整備を行うことを検討	■				
240	○被災地、避難所等における各種犯罪を防止し、被災者に対する安全を確保する	●警察	・9月及び1月の府警本部大震災訓練において、被災地及び避難所のパトロール、車載拡声器を使用した広報活動等、防犯活動について協議検討を実施。 ・災害警備訓練において、行方不明申告事案対応訓練を実施	■				
□ 保健・衛生対策を実施する								
241	○被災地、避難所等の衛生管理体制を確立する ・衛生環境維持対策の確保及び支援体制の強化 ・避難所における食品衛生確保ガイドラインの普及	●健康福祉部、府民生活部、市町村	市町村との会議(6月)等にて食品衛生確保ガイドラインの普及啓発を実施	■				
242	○住民、避難者の健康管理体制を確保する	●健康福祉部、府民生活部、市町村	・京都府災害時栄養・食生活支援ガイドライン(案)の策定を検討	■				

	推進事業	担当部局等	27年度実績	進捗状況				
				27	28	29	30	31
243	○放浪動物・危険動物の保護・収容体制等を確立する ・応援協定の実効性の確保 ・ペット等の対応マニュアルの普及	●健康福祉部、農林水産部、市町村	・平成19年8月6日付けで締結した以下の協定を現在も継続している。 京都府獣医師会及び京都市獣医師会それぞれと締結した災害時における協力に関する協定	■				
244	○被災者のメンタルケアの充実を図る ・他府県等、外部からの派遣、支援の受入体制の整備を検討する	●健康福祉部	・国のDPAT事務局主催の研修に担当者を派遣し、DPAT先遣隊の設置を検討開始 ・外部からの派遣受入れ等について、DPAT体制の中で同事務局と調整予定	■				
245	○災害時のメンタルケアに対応したマニュアルの策定を検討する	●健康福祉部	・平成23年度東日本大震災時に作成した「心のケアチーム活動マニュアル」をもとに、「京都府災害時メンタルケア対応マニュアル(仮称)」の策定について検討 ・28年度、DPAT先遣隊設置を踏まえた具体的な策定作業に着手予定	■				
246	○断水時に利用可能なトイレ、臨時し尿収集・処理体制の確保を進める ・応援協定の実効性の確保	●環境部、市町村	・市町村等一般廃棄物担当課長会議等において、災害廃棄物処理計画の策定を助言。 ・京都府環境整備事業協同組合とH15年に協定を締結。 ・京都府災害時等応援協定ネットワーク会議等で連絡体制を確認。	■				
247	○京都府地震防災事業緊急五箇年計画等に基づき、仮設トイレを備蓄する	市町村、●府民生活部	五箇年計画に基づき備蓄を推進 市町村の簡易トイレ備蓄量:40,328基(H27消防庁現況調査)	■				
248	○大気汚染・水質汚濁常時監視の強化及び大気汚染・水質汚濁緊急時対策を実施できる体制を確立する ・非常用電源対策の推進	●環境部、市町村	19カ所の大気汚染常時監視測定局、31カ所の環境放射線測定所により常時監視を実施。公共用水域では61河川、6海域で水質の常時監視を実施。	■				
249	○特別管理廃棄物の適正処理を進める ・アスベスト、PCBなどの適正処理の推進	●環境部、市町村	・廃掃法の規定に従い適正な処理がなされるよう、市町村の地域防災計画及び災害廃棄物処理計画での規定内容等を確認。 ・京都府PCB廃棄物処理計画に従い処理を推進(H16.7策定、H28.3改定)。 ・PCBの保管状況については、毎年提出される保管状況等届出により把握する。 ・府有のPCB廃棄物については、計画的に処理を実施。	■				
4-2-3 特別な配慮が必要な人への支援を行う								
250	○身体障害者や知的障害者の更生相談及び支援を実施する ・災害時の相談・支援体制について検討する	●健康福祉部	身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づき、京都府家庭支援総合センターにおいて更生相談・支援を実施	■				
251	○発達障害者、高次脳機能障害に関する支援・相談を実施する ・災害時の相談・支援体制について検討する	●健康福祉部、市町村	【平常時】 ・発達障害者支援等に基づき、京都府発達障害者支援センター、各圏域発達障害者支援センター及び京都府リハビリテーション支援センターで相談支援を実施 【災害発生時】 ・平成24年度、25年度に「京都子どもの心のケアチーム」を福島県へ派遣し、発達障害者を含む特別支援学級への支援を実施	■				
252	○災害時要配慮者名簿・マップを活用し、平時から関係機関の情報共有を進める ・各市町村において情報共有を行う機関の拡大を図る	●健康福祉部、市町村、府民生活部	・要配慮者名簿整備済(既存名簿含む) 全市町村 ・平常時から要配慮者情報の関係機関との共有(本人同意した者のみ) 全市町村	■				
253	○要配慮者の避難体制を確保する ・全市町村で個別避難計画を策定する	市町村、●健康福祉部、府民生活部等	・避難支援全体計画策定 全市町村(H26済) ・個別避難計画(策定済15市町村 策定中11市町)	■				
254	○外国籍府民のための日本語ボランティアを充実する ・ボランティア登録者の増加 ・ボランティア員のレベルアップ	●知事室長G、府国際センター	・日本語支援ボランティア養成講座20回開催。 ・日本語支援ボランティア研修会3回開催。 ・日本語初期指導担当者養成講座10回開催。 ・京都府北中部日本語教室ネットワーク会議3回開催。 ・ボランティア登録者75名(H27年度末)	■				
255	○意思疎通支援者(手話通訳者、盲ろう者の通訳介助員、要約筆者)の養成を進める	●健康福祉部、市町村	・手話通訳者等意思疎通支援を行う者の養成を継続して実施 (手話通訳者登録者数 H26末:553人) (盲ろう者の通訳介助員登録者数 H26末:312人) (要約筆者登録者数 H26末:371人)	■				
256	○福祉避難サポートリーダーを養成する ・平成28年度までに1000人の養成を目指す	●健康福祉部、市町村	・福祉避難サポートリーダー研修(6回 244人(延べ625人受講))	■				
257	○全市町村で要配慮者を含めた避難訓練を実施する	●健康福祉部、市町村	・要配慮者を含めた避難訓練の実施(20市町)	■				
258	○避難所における要配慮支援を進める ・全市町村でマニュアルに沿った訓練の実施 ・すべての小学校区で福祉避難所、福祉避難コーナーを設置する	●健康福祉部、市町村	・福祉避難所設置数 455箇所(26市町村) ・避難支援センター運用訓練を実施(11/28)。(H28も実施予定)	■				
259	○外国籍府民のための生活相談事業、日本語指導事業を実施する ・生活相談事業(5ヶ国語による生活相談の実施) ・日本語指導事業(日本語教室の開催)	●知事室長G、府国際センター	・留学生等支援員による相談指導等749件。(必要に応じて多言語で実施。) ・外国人住民等のための相談会4回開催。(国際センター3回、城陽市1回) ・モデル日本語教室70日間開催。	■				
260	○介護保険・障害者福祉サービス事業者の指導監査の際に、防災関係について機会があるごとに周知及び啓発を行う	●健康福祉部	・22年度 集団指導7会場、実施指導328箇所 ・23年度 集団指導7会場、実施指導300箇所 ・24年度 集団指導5会場、実地指導293箇所 ・25年度 集団指導5会場、実地指導300箇所 ・26年度 集団指導5会場、実地指導470箇所 ・27年度 集団指導5会場、実地指導450箇所見込	■				

	推進事業	担当部局等	27年度実績	進捗状況				
				27	28	29	30	31
261	○市町村における相談事業を支援するためゼネラルケアマネージャーを配置し、地域ネットワーク構築に向けた指導等広域的事業を行う	●健康福祉部	・全障害保健福祉圏域にゼネラルケアマネージャーを配置し、市町村における相談事業を支援	■				
4-2-4 物資等の輸送、供給対策を行う								
262	○「公的備蓄等に係る基本的な考え方」に基づき、計画的な備蓄を進める <平成30年度までに充足率100%を目指す>	●府民生活部、健康福祉部	・平成27年度末時点での充足率 食料 約64% 離乳食・粉ミルク 100% 水 約60% 毛布 60% 簡易トイレ 約62% おむつ等 100%	■				
263	○「公的備蓄等に係る基本的な考え方」等に基づき、市町村が必要な備蓄量を整備する <平成30年度までにすべての重点備蓄品目について全市町村の合計充足率100%を目指す>	市町村、●府民生活部	・平成25年度末時点での充足率 食料 約120% 水 約71% 毛布 約53% 簡易トイレ 約169% 女性用衛生用品 約213% おむつ(大人用) 約235% おむつ(子供用) 約128%	■				
264	○事業者等の応急物資や流通備蓄の実効性を確保する	●府民生活部	生活必需品及び応急復旧資料の保有業者名、物資名及び在庫数量調査の実施 協定締結事業者 16団体 生活物資協力店 213店舗	■				
265	○物資の確保・調達及び輸配送について関西広域連合での体制を構築する	●府民生活部、健康福祉部、市町村、近畿運輸局	関西広域連合緊急物資円滑供給システム協議会にて検討(H28 1/13、2/29)	■				
266	○緊急輸送体制の確立に向け出動事業者の選定方法をマニュアル化する	●府トラック協会	他府県の実況を踏まえ、府と協会との協議が必要	■				
267	○災害時の対応能力を向上させる(府トラック協会) ・各会員における車種・積載量ごとの保有車両数を把握する	●府トラック協会	保有車両数の一覧表を作成し、定期的に更新	■				
268	○物資の効率的な配送等を考慮した府備蓄倉庫の体制を整備する ・大規模公共施設の建設時に備蓄倉庫機能を付与	●府民生活部、健康福祉部	・府内7箇所での備蓄体制を整備済み ・京都スタジアム(仮称)整備(H29予定)、横大路運動公園整備(H33着工予定)時に備蓄倉庫設置予定。	■				
269	○各市町村の計画に基づき、備蓄倉庫を整備する	●府民生活部、市町村	H27 長岡京市で備蓄倉庫整備	■				
270	○地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、浄水型水泳プールを整備する	●市町村	整備を進めており、五箇年計画以外においても整備	■				
271	○緊急輸送関連施設(交通管制施設)の整備を進める ・交通安全施設等整備(交通監視カメラ及び交通規制表示板、信号機電源付加装置の整備)	●警察	・交通監視カメラ(更新) 1基 ・信号機電源付加装置整備 52箇所	■				
272	○応急給水(井戸水を利用など)の確保体制を整備する ・給水車の整備	●環境部、市町村	・各水道事業体において、災害時等の応急給水対応に備え、給水車を保有 ・水道事業体間で災害発生時における相互応援(応急給水等)協定等を締結 ・水道事業体間で緊急連絡管を設けて協定を結び相互供給体制を構築	■				
4-2-5 NPO・ボランティアと連携する								
273	○府災害ボランティアセンターの機能を強化する ・災害時初動支援チームの登録者に研修を行う	●健康福祉部、府災害ボランティアセンター	・初動支援チーム員研修(1回)	■				
274	○市町村の災害ボランティアセンターの体制を整備する ・全市町村で災害ボランティアセンターの常設化を目指す	府災害ボランティアセンター、市町村、各市町村災害ボランティアセンター、●健康福祉部	・府内全市町村で災害ボランティアセンターの常設(27年度済) ・市町村災害ボランティアセンターの担当者会議を実施	■				
275	○平成31年度までに地域の防災力向上や大規模自然災害発生時の復旧・復興を図るNPO等の取組を支援するシステムを確立する ・災害時における中長期的なNPO等による生活再建支援を行う	●府民生活部	府内で自然災害が発生した際に、NPO等の高度な専門性や豊富な現場経験を生かした中長期的な支援活動と、加盟団体が相互に助け合う仕組みづくり「災害時連携NPO等ネットワーク」の仕組みを確立(平成27年度)	■				
276	○国有林防災ボランティア制度を活用する	●近畿中国森林管理局	・国有林防災ボランティア登録者10名(京都府登録者) ・7/17に集中豪雨発生後の山地災害、治山林道施設点検を実施	■				
4-2-6 公共インフラ被害の応急処置等を行う								
277	○緊急輸送交通管制施設の整備を進める ・交通安全施設等整備(交通監視カメラ及び交通情報板の整備)	●警察	・交通監視カメラ(更新) 1基 ・信号機電源付加装置整備 52箇所	■				
278	○災害時の交通体制を整備する <5箇年で300箇所の整備を進める> ・信号機電源付加装置の整備 ・道路啓開体制の確保	●警察、●建設交通部	・信号機電源付加装置整備 52箇所 ・啓開態勢は前推進プラン時に完了済み。引き続き緊急輸送道路の全面通行止めは、早期に交通確保するよう努める。	■				
279	○放置車両の撤去に伴う民間団体、道路管理者との連携体制を強化する ・応援協定の実効性の確保	●警察	・府警と日本自動車連盟(JAF)との覚書、京都府と全日本高速道路レッカー事業組合との協定により定着化は図られており、今後は更なる連携強化に努める。	■				
280	○京都府水道震災対策行動マニュアルを必要に応じ改善する	●環境部	・平成21年9月に府の水道震災対策行動マニュアルを改訂済 (初動体制の見直し、応援依頼を行う対象業務の明確)	■				
281	○全市町村で水道震災対策行動マニュアルの整備を目指す	市町村、●環境部	・今後、市町村水道震災対策行動マニュアルの策定指針を元に現状把握に努める。	■				

	推進事業	担当部局等	27年度実績	進捗状況				
				27	28	29	30	31
282	○災害発生時に復旧支援を行う機械の配備体制を維持する	●近畿地方整備局	既往災害に対応するため、福知山河川国道事務所に災害対策用機械(排水ポンプ車)2台を増強	■				
283	○社会基盤の代替機能の確保体制を整備する ・代替交通機関の確保体制の整備 ・電源車の整備等	●府民生活部、建設交通部、市町村、ライフライン事業者等	各交通事業者と災害発生時等における緊急連絡体制を構築	■				
284	○列車脱線復旧訓練を実施する(1~2回/年)	●JR西日本京都支社	27年度 列車脱線復旧訓練 1回実施(吹田)	■				
285	○郵便局の窓口業務の確保、災害の復旧及び被災社員等の救助活動を迅速・適正に行える体制を確保する	●京都中央郵便局	・年2回防災訓練を実施し、防災教育を行っている。 ・緊急連絡網を掲出し、非常時は上部組織と連絡をとりあつて可能な限り窓口業務等、業務運行の確保に努めている。 ・社員の安否確認システムを導入し(H28.3月)、社員の安否状況を確認できるようにした。	■				
286	○電力安定供給への体制を充実させる ・災害時初動対応体制の充実(継続)	●関西電力	平成25年に発生した淡路島の地震や台風18号における反省を踏まえ、全社大で発災2時間後を目処に初動体制を確立するため、地震等突発的災害における初動体制の見直しおよび初動対応マニュアルを制定した。	■				
287	○消火・救出・救助計画の充実・強化を図る(計画の策定)	●WILLER TRAINS	災害時の運転取扱手続きや災害応急処置要領など規程は整備済み。消火・救出・救助に係るマニュアルは策定中。	■				
288	○地震訓練等を実施(年1回)する ・全社地震訓練の実施、資機材の点検整備、安否確認	●大阪ガス	・9月を地震対策強化月間とし、全社地震訓練を実施 ・7月に資器材の点検整備を実施 ・1月に安否確認訓練を実施	■				
289	○地震想定訓練を実施(年2回)する ・大規模地震を想定した地域単位での訓練(復旧訓練、炊き出し訓練等)の実施	●府LPガス協会	・8月京都市でLPガス緊急供給訓練及び炊き出し訓練を実施。 ・8月福知山市で緊急供給訓練及び炊き出し訓練を実施	■				
290	○被災地でのLPガスの安定供給体制の維持・確立を図る(府LPガス協会) ・中核充填所の稼働訓練等を毎年計画的に実施する	●府LPガス協会	H28.3北部エリアをカバーする中核充填所で情報伝達訓練、避難所への緊急配送訓練、他の充填所との代理充填訓練等を実施した。	■				
291	○電力関係防災訓練を実施する ・大規模地震等非常時災害を想定した訓練の実施(年1回以上)	●関西電力	大規模地震や広域停電を想定した情報連絡訓練や防災訓練を実施した。	■				
292	○実践的な防災訓練を実施する(JRとの合同訓練も実施)	●WILLER TRAINS	平成27年度において、沿線自治体のテロ対策ネットワークへ参画。また、27年度において、福知山市テロ対策ネットワークにおいては、市主催の鉄道テロ対策訓練へ参加。過去、JRや警察、沿線自治体との合同訓練へ参加しており、今後も訓練の実施を検討していく。	■				
293	○ライフライン事業者等において事業継続体制を確立する ・事業継続計画の策定(関西電力、大阪ガス、府LPガス協会、NTT西日本)	●ライフライン事業者	・事業継続計画の策定 ・事業が継続できるよう災害対策基本法等に基づき、有事の際の体制や対策組織の運営、外部機関との協調などを定めた「防災業務計画」を作成し、公表	■				
294	○業界を越えたライフライン施設の復旧体制を整備する ・業界の相互救援体制を構築・拡充する	●府民生活部、ライフライン事業者	・京都BCP推進会議ライフライン勉強会を開催(10/28、12/18、H28.3/1)。府災害対策本部へのリエゾン派遣、ライフラインの優先復旧調整等を確認。 ・事業が継続できるよう災害対策基本法等に基づき、有事の際の体制や対策組織の運営、外部機関との協調などを定めた「防災業務計画」を作成し、公表。 ・(一社)日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援処置要領」による相互救援体制の維持	■				
295	○移動機・充電器の貸出 ・移動機貸出⇒復興団体等 ・充電器貸出⇒避難所	●KDDI	・移動機貸出 ⇒ 復興団体等 ・充電器貸出 ⇒ 避難所等	■				
4-2-7 建物、宅地等の応急危険度判定を行う								
296	○被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定を早急に実施できる体制を充実・強化する ・被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士養成講習会の開催 ・近畿府県等の連携を図るとともに、行政及び関係業界で構成する協議会組織による実地・連絡訓練、研修会を開催	●建設交通部、市町村	・被災建築物応急危険度判定士講習会を開催し、51名の判定士を養成<計2,356名>(H28.4) ・近畿・京都府被災建築物応急危険度判定協議会に参加・開催し連携を強化 H27.9 被災宅地危険度判定連絡訓練を実施 H27.11 被災宅地危険度判定実地訓練を実施 H28.2 被災宅地危険度判定士養成講習会を開催 新たに被災宅地危険度判定士95名を登録<計674名>(H28.4)	■				
4-2-8 被害認定調査、罹災証明の発行を行う								
297	○被災者台帳システムを構築する	●府民生活部、京都大学防災研	被災者台帳システムを整備し、担当者研修会を実施(6/4、3/15)	■				
298	○被災地域に対する円滑な支援体制を整備する	●府民生活部、京都大学防災研究所、市町村	災害時に府から派遣し被災市町村の支援を行う「京都府被災地緊急サポートチーム」を組織	■				
4-2-9 災害後の仮住まいを確保する(再掲)								
再掲(3-2-1)								
4-2-10 生活再建を支援する								
299	○被災者の迅速な支援体制の整備を進める ・構築した被災者台帳システムにより効率的な各種事務の執行 ・生活再建支援金、義援金、租税の徴収猶予及び減免、各種生活相談等の実施体制の整備 ・不況・災害応急生活資金特別融資制度(労働者資金貸付金)の実施	●市町村等、●府民生活部、●健康福祉部	・毎年度、災害救助法の運用等に関する市町村説明会を開催し、法制度や適用時の留意点等を周知 ・被災者台帳システムを整備し、担当者研修会を実施(6/4、3/15)	■				

	推進事業	担当部局等	27年度実績	進捗状況								
				27	28	29	30	31				
300	○地域生活を再建し、早期復興を可能とするため、地域コミュニティの強化を進める ・平時における地域コミュニティの強化 ・企業による地域貢献等の「共助」の取組の推進 ・地域住民が自主的に行う見回り、防犯パトロール等の自主防犯活動の支援・地域安全情報の提供	●府民生活部、市町村	・子ども見守り隊や地域防犯活動の支援 希望のあった小学校区、全てに対し必要な資機材交付、ボランティア保険掛金助成(㉓～ボランティア保険は府が一括加入) ㉔173学区㉕174学区 ・防犯情報メール登録数の拡充(45,721件)(2月末) ・「割れ窓理論」実践運動の実施及び理論の普及(㉖11箇所260人)(㉗11箇所 592人) ・地域安全マップづくり講習会の開催(㉘12回 545人)(㉙15回830人) ・地域などの集まりに消費者トラブルの事例や気づきのポイントなど消費生活の安心・安全に関する講座の講師を派遣。 ・「犯罪被害者サポートチーム」によるきめ細やかな対応(相談件数㉚66件㉛81件(2月末) アフターケアの実施100%、アフターケアを要する2件に対して69回のカウンセリングを実施、内1件は継続中、もう1件は㉜で終結) ・公益社団法人京都犯罪被害者支援センター(電話件数㉝681件㉞624件(2月末)カウンセリング㉟55件㊱58件(2月末)) ・多数の死傷者が生じる重大な事件・事故等(自然災害は含まず)が発生した際に、被害者や周辺住民に対する精神的ケアを行う「京都府大規模事件・事故地域ケアチーム」を設置・運用(平成25年度) ・京都府警察大震災総合警備訓練において、警友会との連携訓練を実施 ・各署における災害警備訓練において、相談窓口設置訓練を実施 ・1日合同行政相談所へ職員を派遣するなど連携を強化 ・定期演奏会に東日本大震災被災者を招待 ・警察学校入校生に対する教養を実施	■								
301	○各種相談活動を実施する ・被災者に対する犯罪被害や詐欺等の消費生活問題・被害等に関する適正かつ効果的な相談活動の実施 ・犯罪被害者サポートチームの活動や(公社)京都犯罪被害者支援センターにおける相談・支援体制の充実など、総合的な被害者支援の実施	●警察、●府民生活部	・京都犯罪被害者支援センターや、H27に新設された京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター(京都SARA)との連携を密にし、総合的な被害者支援体制の確立を推進 ・警察安全相談員(非常勤嘱託職員)の増員による相談体制の充実 ・研修会等による教養、教養資料の配布等により効果的な相談活動の推進	■								
302	○府、市町村、関係機関において雇用対策を進める ・ハローワークと連携し、相談から就職、職場定着までのサービスをワンストップで提供する総合的な就業支援を実施	●商工労働観光部、京都労働局	・平時から京都ジョブパーク(京都市南区)及び北京都ジョブパーク(福知山市)を中心に、市町村、関係機関と連携しながら、雇用対策を推進。発災時にもこれに準じて実施。 ・現在、京都ジョブパークにおいて東日本大震災就職支援等特別窓口を設置(平成23年3月31日、28年度も継続)。	■								
4-2-11 廃棄物処理を進める												
303	○災害廃棄物処理計画を改善する ・全市町村に対し、必要に応じて改定を助言する	●環境部、市町村	・市町村等一般廃棄物担当課長会議等において、災害廃棄物処理計画の策定を助言。 ・災害廃棄物処理計画は、全市町村が策定済み又は策定中(H26.10.20環境省調査結果等)。 ・26年3月に環境省において災害廃棄物対策指針が策定されたため、市町村等一般廃棄物担当課長会議等で、必要に応じて計画の改訂や新規策定を助言	■								
304	○災害廃棄物処理に関する体制の強化を進める ・応援協定の実効性の確保	●環境部、市町村	・市町村等一般廃棄物担当課長会議等において、災害廃棄物処理計画の策定を助言。 ・公益社団法人 京都府産業廃棄物協会とH17年に協定を締結。 ・毎年、京都府災害時等応援協定ネットワーク会議等で連絡体制を確認 ・H25年度は福知山市、舞鶴市、南丹市、京丹波町の台風18号に係る災害廃棄物を、H26年度は福知山市で豪雨に係る災害廃棄物を、それぞれ上記協定に基づき、同協会の協力により処理を行った	■								
5 京都経済・活力を維持し、迅速な復旧・復興を実現する												
5-1 企業・大学の業務継続を確立する												
5-1-1 京都全体のBCPを進める												
305	○府内の行政、関係団体、ライフライン機関等に専門家を加えたメンバーによる推進会議を開催し、「京都BCP」の推進を図る ・セミナー、意見交換会の開催 ・BCPに係る訓練の実施	●府民生活部、商工労働観光部、企業等経済団体	・京都BCP推進会議開催(7/21) ・関西広域応援訓練において、経済団体・金融事業者と共に、京都BCP訓練を実施	■								
306	○地元金融機関における連携型BCPを確立する	●府民生活部、各金融機関	金融機関意見交換会を7回開催、3/29に4地元金融機関と府で相互応援協定を締結、今後詳細な内容をさらに検討。	■								
307	○地域や業界において災害の情報共有等、連携したBCPを策定する。	●府民生活部	長田野工業団地で京都BCP(連携型BCP)の取組を開始、検討委員会で検討中。	■								
308	○企業における防災体制を強化する ・企業の防災計画の策定 ・企業への防災訓練等への参加要請 ・帰宅困難となった従業員への対策の検討	●府民生活部、企業、商工会議所等経済団体、商工労働観光部、市町村	経済団体と、平時における企業への啓発、災害時における情報伝達、必要に応じてリエゾン派遣を申し合わせ。経済団体のメルマガを活用して会員企業等にメルマガを発信して啓発(1～3月、計3回)	■								
309	○企業における事業継続体制を確保する ＜中堅企業の過半数で策定を目指す＞ ・企業における事業継続計画の策定 ・関西広域連合と連携し、事業継続計画の普及 ・BCPの講演会等の開催	●府民生活部、企業、商工会議所等経済団体、商工労働観光部、市町村	・BCP策定済み企業:23.9%(H26府調査) ・経済団体のメルマガを活用して会員企業等にメルマガを発信して啓発(1～3月、計3回) ・災害からの安全な京都づくり条例(仮称)において企業のBCP作成について規定を検討。	■								
310	○大学における防災体制を強化する	●府民生活部、大学、文化スポーツ部	大学と連携しBCP等の検討を進める	■								
311	○大学における事業継続体制を確保する	●府民生活部、大学、文化スポーツ部	大学と連携しBCP等の検討を進める	■								

推進事業	担当部局等	27年度実績	進捗状況						
			27	28	29	30	31		
5-2 地域の業務継続を確立する									
5-2-1 地域の活力を維持する									
312	○復興対策本部の設置について地域防災計画に規定する	●府民生活部	京都府地域防災計画に規定(H26)	■					
313	○震災復興マニュアルや計画を策定する	●府民生活部、市町村、防災関係機関等	京都BCP行動指針を策定(H25)	■					
314	○地域の産業、生活コミュニティの維持・継続・再建体制の整備を進める ・府・市町村において地域力向上のための取組を推進	●府民生活部、市町村	・災害からの安全な京都づくり条例(仮称)において地域力向上のため、自主防災組織の活動促進を規定予定。 ・地域力再生プロジェクト支援事業交付金による事業・継続 H26 782件、H27 562件(見込)	■					
6 京都らしさを保った復旧・復興を実現する									
6-1 京都のイメージを守る									
6-1-1 観光客等を保護する									
315	○各市町村に応じた災害時における観光客保護対策を進める <平成31年度までに全市町村で地域に応じた観光客保護対策を推進する> 例)・市町村の参考となる観光客保護対策の方針を作成する ・観光客支援マニュアルの整備 ・情報伝達等避難誘導方法の確立 ・一時的な避難施設の確保 ・観光客保護を想定した訓練等の実施	●府民生活部、商工労働観光部、京都市、市町村、警察、防災関係機関等	・京都市、消防等関係機関と連携し、京都駅では乗客等の、観光地では観光客の避難誘導訓練を実施	■					
316	○コンビニエンスストア事業者、外食事業者、ガソリンスタンド事業者等の店舗や観光施設、観光関連事業者と連携し、帰宅支援ステーションを整備する	●府民生活部、市町村	・協定締結事業者を通じて、帰宅困難者への情報提供及び水・トイレの提供体制を整備 (府石油商組合と災害時帰宅困難者協定締結、関西広域連合を通じて大手コンビニ全社等の事業者と災害時帰宅困難者支援協定を締結)	■					
317	○関西広域連合と連携し災害時帰宅困難者支援協定締結事業者をさらに拡大する	●府民生活部	・コンビニエンスストア・飲食店等の事業者と協定を締結: 26事業者1259店舗(H27、86店舗増加) ・京都府石油商業組合(ガソリンスタンド等)との災害時帰宅困難者協定: 382店舗	■					
318	○市町村と連携し、地域に応じた帰宅困難者対策を推進する	●府民生活部	市町村担当課長会議(2/25)で帰宅困難者対策について検討依頼	■					
319	○帰宅困難者対策として、災害発生時、むやみに動かないことを様々な手段で啓発する	●府民生活部、市町村	・府ホームページで啓発を実施 ・関西広域連合を中心に災害時帰宅困難者支援協定を締結したコンビニ事業者等へ、関西広域連合のステッカー・ポスターの配布を実施している	■					
320	○企業等に対して従業員の帰宅困難者対策の重要性を啓発し、対策を促す ・企業向け勉強会等の実施 ・帰宅困難者対策に協力する企業等を広げる	●府民生活部、市町村	・京都BCP推進会議を通じて企業へ啓発を実施 ・府職員出前語らい事業等により啓発を実施(H27.8) ・京都市帰宅困難者協議会で事業所帰宅困難者対策指針の策定(H25) ・経済団体のメルマガを活用して帰宅困難者対策についても啓発(H28.2)	■					
321	○関西圏域の帰宅支援ガイドラインを策定する	●府民生活部、商工労働観光部、京都市、市町村、警察、防災関係機関	関西広域連合において、27年度に第1回帰宅支援協議会を開催。28年度中に帰宅支援ガイドラインを策定予定。	■					
322	○観光客(外国人含む)への情報提供体制を構築する ・(社)府観光連盟会員団体等への情報提供 ・同連盟案内、府国際センターにおける情報提供 ・放送事業者等との連携強化(FMココロとの協定等)	●知事室長G、(財)京都府国際センター、府民生活部、商工労働観光部、京都市、市町村	・国際センターHPにおいて、外国人住民への生活支援情報等を提供。(6言語) ・携帯メールによる防災等生活情報の提供 ・スマートフォンアプリ「KYOTO Trip+」により観光・防災情報を多言語で提供	■					
6-1-2 観光産業を再興する									
323	○観光関連産業の早期復興を目指し、支援の仕組み、体制づくりを進める ・被害の程度に応じた誘客キャンペーン等の実施 ・ホームページ等による情報発信能力の向上 ・観光関連産業との連携強化	●商工労働観光部、京都市、市町村	平成27年度は災害による大きな被害、風評被害は発生しなかったが、21年度には新型インフルエンザでの風評被害対策、23年度には放射能に対する風評被害での観光客緊急回復事業、25年度には台風18号により被災または風評被害等の影響を受けた観光地に対しにぎわい回復事業の実績あり。	■					
6-2 「京都文化」を守る									
6-2-1 伝統・文化を守る									
324	○重要文化財建造物とその周辺地域の総合的な防災対策を進める ・京都府・京都市のワーキングにより防災対策の検討 ・地震時にも使用可能な水利、管路、消火施設の整備 ・文化財所有者と地域住民等との共助体制の構築(地域住民等も含めた防災訓練の実施、文化財市民レスキュー体制の構築など) ・緊急防災施設耐震改修事業の拡大	●教育庁、府民生活部、京都市、市町村、消防組合	・平成22年度～近畿2府4県の防災設備のうち30年以上経過したものについて改修を進める文化庁事業(平成22年度からの5ヶ年事業)の進捗に協力。(緊急防災施設耐震改修事業) H22今日庵、知恩院 H23知恩院 H24知恩院(完了)、建仁寺 H25建仁寺(完了)、妙心寺 ・平成26年度から緊急防災施設耐震改修事業は、一般防災施設等事業へ統合され、重要文化財(建造物)妙心寺仏殿ほか12棟防災施設等事業を平成25年度から28年度の予定で実施中 ・東福寺とその周辺地域を含む総合的な防災対策を進める協議会を東福寺が実施(府市参加) ・京都市:文化財レスキュー体制の構築(消防局)	■					
325	○文化財防災対策マニュアルを策定し(連絡体制整備を含む)、所有者等へ周知する	●教育庁、府民生活部、京都市	・新指定文化財所有者に周知	■					
326	○文化財データベースを整備し、府、市町村等の情報の共有化を図る ・データベースを随時更新し、最新の情報を整備する ・データベースを活用した実践的な訓練を実施する	●教育庁、京都市	・データベースを更新 ・データベースを活用した実践的な訓練 H27 亀岡市、精華町	■					

	推進事業	担当部局等	27年度実績	進捗状況				
				27	28	29	30	31
327	○文化財防火運動を実施する 年2回(夏・冬)それぞれ1週間を文化財防火運動期間として設定 ・全市町村で消防訓練を実施 ・防火行事の重点的実施 ・文化財防火、文化財愛護精神の普及啓発の推進 ・文化財愛護ポスターの作成・配付	●教育庁、市町村、消防組合、文化財所有者	・秋に修理現場の公開事業を実施(6現場約3000人参加) ・近畿2府4県で防火ステッカー、愛護ポスターを作成し配布(各1500部作成) ・文化財所有者に対し会議等を行い、防火、防犯の側面から研修を実施	■				
328	○文化財の耐震化、防火対策等を進める ・国および府の指定・登録文化財保存修理等への補助(歴史的建造物等保存伝承事業) ・巡視による指定・登録文化財の適切な保護管理の指導助言(指定文化財等巡視事業)	●教育庁、市町村、消防組合、文化財所有者	・国指定文化財建造物保存修理、府指定登録文化財保存修理、防災設備等保守点検、修理への補助を予算の範囲内で継続的に実施 ・文化財保護指導委員を委嘱し(69名)、府内文化財の巡視事業を実施(年2回報告)	■				
329	○こころのふるさと京都の文化財保護事業を推進する「文化財を守り伝える京都府基金」への寄付金や「緑と文化の基金」等を活用し、未指定文化財の保護、修理、防災対策への補助	●文化スポーツ部	・文化財を守り伝える京都府基金活用事業補助 27年度:23件(19,502千円) ・京都府社寺等文化資料保全補助金 27年度:96件(65,000千円)	■				
330	○和装・伝統産業の基盤づくりを進め、文化財資料・伝統工芸品の修理・修復に必要な伝統的技術の継承を図る ・人材育成、技術伝承、新たなものづくりの推進、普及啓発など ・「匠の公共事業」等により、伝統的技術の継承対策の実施 ・文化財修復拠点の構築	●商工労働観光部	・京都未来の匠「技の継承」事業による若手職人の育成 ・文化財修復セミナーの開催(平成27年度3回)	■				